平成 28 年度　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 27 年度分）報告書

平成 28 年 8 月

清瀬市教育委員会

目　　次

第1　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について …… 1

第2　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について …… 1

第3　基本方針と目標達成のための5つの柱 …… 2

第4　清瀬市教育委員会教育目標 …… 5

第5　清瀬市教育委員の活動状況 …… 10

第6　重点事業と具体的施策の取り組み状況及び今後の方向性 …… 18

1　地域と共に子どもを育む清瀬 …… 18

2　基本的な生活習慣を育む清瀬 …… 23

3　美しい緑・自然と文化を誇る清瀬 …… 27

4　学校が自信を持ち信頼される清瀬 …… 32

5　生涯学び社会に貢献する清瀬 …… 43

第7　点検・評価に関する有識者からの意見について …… 51

〈資料1〉清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 …… 57

〈資料2〉清瀬市教育総合計画マスタープラン（概要版） …… 61

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）が改正され、教育委員会は、その教育行政の事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

清瀬市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書として取りまとめたものです。

第２　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の目的及び実施方針について

１　点検及び評価の対象と目的

この点検及び評価は、平成 18 年度に策定した「清瀬市教育総合計画マスタープラン」の基本方針に基づく主要施策について、平成 27 年度に実施した事務事業を対象に行い、施策の取り組み状況及び今後の取組の方向性を明らかにすることにより、平成 27 年度までの到達目標に向かって計画的・継続的な取り組みができるように、効果的な教育行政を進めます。

２　点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

(2) 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けるものとする。

【清瀬市教育総合計画マスタープラン】

「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、基本方針と目標達成のための 5 つの柱立てをして、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の教育を集中的・計画的に実施していくための数値目標を定めています。

この計画は 10 年間の長期に及ぶため、社会の状況の変化等により、事業の見直しを迫られることが予想されることから、新たな課題に対応していくため策定から 5 年後の平成 22 年度に目標設定の見直しを行いました。

第３　基本方針と目標達成のための５つの柱
（清瀬市教育総合計画マスタープラン）

１　基本方針

○ 活き活きとした学び合いができる教育環境を実現します。

○ 当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底します。

○ ５つの柱で事業を展開します。

（１）地域と共に子どもを育む清瀬

（２）基本的な生活習慣を育む清瀬

（３）美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

（４）学校が自信をもち信頼される清瀬

（５）生涯学び社会に貢献する清瀬

21 世紀の清瀬市は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりをはぐくみ、市民と行政が協働するまち、川や農地や雑木林等のかけがえのない美しい自然と、医業・福祉施設の集積を活用しながら、だれもが安心して快適に生活できるまちを目指しています。

このようなまちづくりを実現するための教育の果たす役割は、市民一人ひとりが活き活きと学び合う姿を実現することにあると考えます。

「活き活き」とは、自己満足のレベルに留まらず個々に身に付けているものを互いに学び合いながら、活力のある活発な活動を展開する姿であります。

また、教育の現状を分析しますと、今までの教育が培ってきた「勤勉さ」「正義感」「生活習慣」「規範意識」等への価値の軽視が、さまざまな教育課題となっていることから、当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底させる必要があります。

そこで、10 年後の清瀬の教育の姿を「活き活きと学び合う清瀬」を基本理念として、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底していきます。

そして、学校教育と生涯学習、他部署との連携を統合させながら、５つの柱を立て、事業を展開していきます。

２　目標達成のための５つの柱

活き活きと学び合う清瀬の教育を実現するために「５つの柱」で取り組みます。

（１）地域と共に子どもを育む清瀬

地域社会の大人一人ひとりが積極的に関わって、学校や家庭そして地域社会が互いに支え合うことが、だれもが安心して生活できるまちづくりの基本と考えます。

また、教育の基本である「子どもは地域の中で育てる」という理念のもとに、清瀬ならではの取組をさらに充実・発展させていきます。

○ だれもが参画し学び合える地域社会を進めていきます。 ○ 地域が子どもを育てる取組を充実・発展させていきます。

（２）基本的な生活習慣を育む清瀬

人が自律して生活していくために最も重要なことは、基本的な生活習慣を身に付けることです。乳幼児期の保育から、児童・生徒期での教育、成人教育とあらゆる場面で機会を捉えて、当たり前の生活習慣が当たり前にできるように意識の啓発を図っていくことが求められます。

また、市民が健康で活力のある生活を送れるように健康教育、食育等の取組を一層充実させていきます。

○ 人として当たり前にできる生活習慣を徹底していきます。 ○ 健康教育・食育等を一層充実させていきます。

（３）美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

清瀬がもっている美しい緑や水、昔ながらの伝統行事は先人の残してくれた財産です。この財産を教育環境として見直し、清瀬の豊かな自然や風土、歴史等への理解を深めることによって、郷土を愛する心を育成することは、清瀬市民としての自覚を持っていただく上での極めて重要なことです。

このことは、学校教育から生涯学習にわたる広範囲の取組として統合化させ、推進していく必要があります。

○ 清瀬の自然や文化を誇る市民を育成します。

○ 学校教育から生涯学習までの取組を統合化していきます。

（４）学校が自信を持ち信頼される清瀬

学校の役割は、「確かな学力」「豊かな人間関係」「健康・体力の増進」等を子どもたちに身に付けさせることです。

このためには、正しい生活習慣や学習習慣を当たり前のこととして徹底して身に付けさせ、指導力の優れた教師を育成する施策を考えなければなりません。

そして、保護者と地域と一体となった信頼される学校をつくります。

○ 子どもに「確かな学力」「豊かな人間関係」等が身につくよう鍛えます。

○ 保護者・地域に信頼される学校をつくります。

（５）生涯学び社会に貢献する清瀬

急速に変化する現代社会では、既存の知識や技能を学ぶ一方、新たな事柄も獲得していく必要があります。

市民の方々が個々に身に付けられている専門的な知識や技能を共有化し、社会に貢献できる環境やしくみづくりを進めていきます。

○ 互いに学び合える環境づくりをより一層進めていきます。

○ 社会貢献へのしくみづくりを確立します。

第４　清瀬市教育委員会教育目標（平成 27 年度）

清瀬市教育委員会は、平和と人間を愛し人権を尊重する精神を基調とし、国家及び社会の形成者として、また広く国際社会に生き、生涯にわたって学び続ける市民として、一人一人が活き活きと学び合う喜びを実感できる教育を推進するとともに、市の基本理念である「手をつなぎ　心をつむぐ　みどりの清瀬」の実現に向けた取り組みを充実させる。

そのために、清瀬独自の取り組みとして、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底することを根幹に置き、以下の基本方針を設定する。

１　互いの人格を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、思いやりと規範意識をもって行動できる人間を育成する。
２　基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、自ら考え、判断し、表現できる人間を育成する。
３　家庭・学校・地域が積極的に関わり合いながら、互いに支え合い、学び合える人間を育成する。
４　健康で活力のある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けた人間を育成する。
５　清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する人間を育成する。
６　生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりを一層進め、社会に貢献できる人間を育成する。

教育は、しつけを行い社会性の基礎を身に付ける家庭、自立と責任ある取り組みを通して知・徳・体を育む学校、様々な体験を通して人間関係を作る力を身に付け社会におけるルールを学ぶ地域が、それぞれの役割を認識するとともに、責任をもち互いに連携して取り組むことが重要であることを強く認識し、社会総がかりで子供の全人的な成長を実現する。

１　互いの人格を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、思いやりと規範意識をもって行動できる人間を育成する。

「命を大切にする清瀬」を理念として新たに掲げ、すべての子供たちに、人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、自他の生命を尊重し、思いやりや規範意識をはぐくむ教育を推進する。

（１）各校の現状に基付く「命の教育全体計画」及び「命の教育年間指導計画」の着実な実施により人権尊重の精神を培い、あらゆる偏見や差別を許さず、様々な人権課題の解決に取り組もうとする態度を育成する。
（２）「命の教育フォーラム」や「Ｑ－Ｕテスト」、「赤ちゃんのチカラプロジェクト」等の取組を基に、教育活動全体を通して　子供たちの自尊感情を高め、生命を尊重しようとする態度を育成する。
（３）道徳授業地区公開講座を広く市民に開くことで、家庭や地域と連携を図りながら道徳教育を充実し、子供たちの内面に根ざした道徳性を定着させる。
（４）「清瀬市いじめ防止のための行動計画」や「学校いじめ防止基本方針」に則り、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育委員会の付属機関や各校の校内組織が関係機関と連携・協力し、いじめ・不登校・暴力行為等の健全育成上の課題を解決する。

２　基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、自ら考え、判断し、表現できる人間を育成する。

教師の指導力を向上させるとともに学習環境の整備を進め、全ての子供たちに基本的な生活習慣や主体的に学ぶ態度を身に付けさせる。

（１）各種学力調査分析結果や授業改善推進プラン等の活用を通して習熟度別指導を充実し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、身に付けた知識や技能を活用して解決を図る資質や能力を育成する。
（２）教育活動全体を通して言語活動を一層充実させ、知的活動やコミュニケーション能力、感性・情緒の基盤となる言語能力を育成する。
（３）「読書の清瀬」を掲げ、蔵書の充実、読書センター・情報センターとしての学校図書館の環境整備を進めるとともに、図書館運営支援員等の活用を一層充実させ、児童・生徒の自主的・主体的な学習や読書活動を推進する。
（４）「スポーツの清瀬」を掲げ、教育活動全体を通して、体育・健康に関する指導を充実させ、児童・生徒の体力を向上させる。
（５）特別支援教育推進計画に基づき、障害のある子供のみならず全ての子供

が一人一人のニーズに応じた教育を受けられるよう、巡回指導を強化するとともに、校内体制の充実、教員の資質向上、関係機関との連携等を通して、特別支援教育を一層充実させる。

（６）保・幼・小接続カリキュラムを確実に実施し、保育園・幼稚園・小学校の連携を深めるとともに、就学前から就学後まで一貫した指導を進める。

（７）義務教育９年間にわたるキャリア教育を計画的に実施し、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す教育を推進する。

（８）教師のライフステージに応じた研修を計画的に推進するとともに、市の教育課題を解決するための研究を推進し、成果を共有することで、教師の指導力を向上させる。

３　家庭・学校・地域が積極的に関わり合いながら、互いに支え合い、学び合える人間を育成する。

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携する中で子供を育てることで、安全で安心できる環境づくりと地域と協働した学校づくりを進める。

（１）子供が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、「安全指導年間指導計画」を確実に実施するとともに、「学校危機管理マニュアル」に沿った学校の危機管理体制を充実させる。さらに、家庭・学校・地域及び関係諸機関との連携を密にして、虐待や交通事故等から子供を守る。

（２）ホームページを通して施策や事業の進捗状況と実施結果を市民へ知らせるとともに、学校だより及び教育委員会だより等による広報を充実させ、市民へ積極的に情報を発信する。

（３）学校運営連絡協議会や円卓会議等を充実させることで、総合的に地域の教育力と学校教育が協働する仕組みを構築し、家庭・学校・地域が同じ課題認識をもつ中で青少年の規範意識、正しい判断力等の社会性を育成する。

（４）「清瀬教育の日」の充実や学校評価の適正な実施など、地域に開かれた学校を目指すとともに、保護者や地域の学校教育への参加・協力により教育活動を充実させる。

４　健康で活力のある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けた人間を育成する。

生涯にわたって市民が健康で活力のある生活を送ることができるよう意識啓発・環境づくりに努めるとともに、子供たちの基本的生活習慣の基盤となる健康教育、食育等の取組を充実させる。

（１）市報やホームページによる啓発活動を通して、市民の健康に関する意識啓発を進めるとともに、家庭・学校・地域が連携して、子供たちの健康の保持増進のための取組を進める。

（２）関係部署が連携し、乳幼児期から学齢期までの家庭を対象に、講座や講演会を開催し、安心して子育てができる事業を推進する。

（３）地域と連携して、地場産物の活用を積極的に推進し、学校給食を通して食事の在り方を学び、健全な食習慣に導く。

（４）望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、生涯にわたり自らが健康管理できる能力を身に付けることによって基本的生活習慣を確立するため食育を推進する。

５　清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する心をもつ人間を育成する。

清瀬の美しい自然や受け継がれてきた伝統行事など先人が残した貴重な財産を活用し、豊かな自然や風土、歴史、文化財等への理解を深めることによって、郷土を愛する心を醸成する。

（１）郷土博物館の自然環境を生かした活動を展開し、豊かな自然への理解を深める。また、学校教育と連携し、緑豊かな地域の自然を活かした環境教育の推進や文化、伝統を大切にした教育の充実を図る。
（２）郷土文化伝承のために、郷土博物館の活動についての広報を工夫し、生活体験活動を軸とした事業への参加者増や来館者の増加に努める。
（３）郷土博物館の展示や資料、郷土カルタ等の活用を通して、市の歴史、文化、自然への理解を深める。また、市独自の道徳資料や教科における指導資料等の積極的な活用を通して、子どもたちの郷土を愛する心を育む。
（４）既存の文化財資料を整理･再構成し、講座やインターネット等を通して、

広く市民が活用できる環境を整備する。

６　生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりを一層進め、社会に貢献できる人間を育成する。

急速に変化する現代社会に対応するため、市民が個々に身に付けている専門的な知識や技能を共有化し、社会に貢献できる環境や仕組みを構築する。

（１）ホームページ等、情報収集と発信システムを活用し、生涯学習への積極的な参加を促進する。
（２）シニア世代が生きがいをもち、豊かな生活を送るために生涯学習の機会を充実するとともに人材の発掘に努め、人材バンクの機能化を進める
（３）清瀬市に関連する文化や伝統を記した地域資料及び、行政資料の一層の収集と保存に努め、広く市民に提供する。
（４）図書館ボランティアを育成し、市民協働の図書館運営を推進して図書館利用の拡大に努める。
（５）図書館と学校や関係機関が連携を図り、子供の読書活動を積極的に支援する。
（６）市民が利用・活動できる公共施設の更なる充実を図るとともに、「市町村総合体育大会」「東京オリンピック２０２０啓発事業」等市民に関わりを深めるイベントと関連付けた取り組みを通して、市民の生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を高める。また楽しみながら健康の保持増進ができる、スポーツレクリエーション活動の取り組みを充実し、市民の積極的な参加を促進する。

第５　清瀬市教育委員の活動状況（平成２７年度）

１　教育委員の構成

職　　名	氏　　名	任　　期	備　　考
委員長	松村　　重樹	自　平成 24 年　4 月　1 日 至　平成 28 年　3 月 31 日	委員長任期 自 平成 27. 4. 1 至 平成 28. 3. 31
委員長 職務代理	植松　　紀子	自　平成 24 年　4 月　1 日 至　平成 28 年　3 月 31 日	委員長職務代理任期 自 平成 27. 4. 1 至 次の委員長選挙まで
委　員	稲田　　瑞穂	自　平成 25 年　4 月 16 日 至　平成 29 年　4 月 15 日	
委　員	宮川　　保之	自　平成 26 年 10 月　1 日 至　平成 30 年　9 月 30 日	
教育長	坂田　　篤	自　平成 26 年　4 月　1 日 至　平成 28 年　9 月 30 日	

２　教育委員会定例会・臨時会

毎月１回定例会を、必要に応じて臨時会を開催。議案、協議、報告事項等を審議した。

実　　施　　日	主　な　審　議　項　目
4 月定例会 平成 27 年 4 月 24 日	議案第７号　事務の臨時代理の承認について 議案第８号　清瀬市立図書館協議会委員の選任について 議案第９号　清瀬市立中学校教科用図書採択要綱の制定について 議案第１０号　清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の制定について ・平成２８年度使用中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について ・平成２７年度教育委員会重点事業（当初）について ・平成２７年度研究指定校等について ・平成２７年度授業参観・学校公開日・学校行事予定について ・平成２７年度教育委員会訪問の日程調整について ・平成２６年度いじめ・不登校等報告について ・平成２７年度各校教育課程「指導の重点」について
5 月定例会 平成 27 年 5 月 19 日	・放課後補習教室の実施について ・清瀬市立公園条例の一部を改正する条例について

実　施　日	主 な 審 議 項 目
6 月定例会 平成 27 年 6 月 19 日	議案第１１号　第２次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の制定について ・市長への手紙、メール等について ・執行状況報告について ・教科書採択の日程等について ・平成２７年度清瀬市いじめ・長期欠席等の実態調査の方法及び活用の手引きの改定及び４・５月分の同調査結果について ・平成２７年度清瀬市立学校教育課程の指導の重点について
7 月定例会 平成 27 年 7 月 17 日	議案第１２号　清瀬市教育総合マスタープランの計画期間の延長について ・通学区域見直しに伴う「通学安全の観点から支障があると認められる区域」の指定解除に係る説明会について ・平成２７年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告書（平成２６年度分）に係る有識者説明会について ・いじめ・長期欠席等の月例報告について
8 月定例会 平成 27 年 8 月 21 日	議案第１３号　平成２８年度清瀬市公立中学校教科用図書の採択について 議案第１４号　平成２８年度清瀬市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について 議案第１５号　平成２７年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（平成２６年度分）
第 1 回臨時会 平成 27 年 8 月 24 日	議案第１６号　通学区域見直しに係る区域別対応措置（下清戸一丁目及び三丁目の一部の区域）の指定解除について
9 月定例会 平成 27 年 9 月 25 日	・執行状況報告について ・いじめ・長期欠席等の月例報告について ・平成２７年度全国学力・学習状況調査結果等について ・企画展「ぶらりスケッチ南雲義男作品展」～ 西武池袋線池袋～飯能 ～について ・きよせ郷土カルタについて
第 2 回臨時会 平成 27 年 10 月 2 日	議案第１７号　清瀬市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則について
10 月定例会 平成 27 年 10 月 16 日	議案第１８号　清瀬市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について 議案第１９号　清瀬市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について 議案第２０号　清瀬市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について 議案第２１号　清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 議案第２２号　清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について

実　施　日	主 な 審 議 項 目
10月定例会 平成27年10月16日	議案第２３号　清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第２４号　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正する要綱について 議案第２５号　清瀬市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について 議案第２６号　清瀬市社会教育委員の選任について 議案第２７号　清瀬市郷土博物館協議会委員の選任について ・長期欠席・いじめ等の月例報告（９月）について ・重点事業（中間報告）について ・平成２８年度清瀬市教育委員会教育目標について ・第３１回清瀬美術家展、ミュージアムコンサートについて ・清瀬教育の日について
11月定例会 平成27年11月20日	・平成２８年度清瀬市教育委員会教育目標について ・平成２８年度教育課程編成基準等について ・第２次教育総合計画マスタープランの検討について ・長期欠席・いじめ等の月例報告（１０月）について ・第７回石田波郷俳句大会について ・平成２８年成人式について
12月定例会 平成27年12月17日	議案第２８号　平成２７年度清瀬市教育委員会表彰について 議案第２９号　清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について 議案第３０号　平成２８年度清瀬市教育委員会教育目標について ・第２次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について ・東京都児童･生徒の学力向上を図るための調査結果について ・長期欠席・いじめ等の月例報告（１１月）について ・平成２８年度学校給食調理委託の業者変更について ・執行状況報告について
1月定例会 平成28年1月15日	・長期欠席・いじめ等の月例報告（１２月）について ・清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について ・平成２８年清瀬市成人記念式典について ・清瀬けやきホールの指定管理者の指定について ・下清戸集会所の指定管理者の指定について ・企画展「林亮太作品展」について
1回臨時会 平成28年2月12日	議案第１号　清瀬市立小中学校管理職の配置について
2月定例会 平成28年2月19日	議案第２号　清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第３号　平成２８年度清瀬市公立小学校特別支援学級使用教科用図書（一般図書）の変更について ・平成２８年度教育予算の概要について ・長期欠席・いじめ等の月例報告（１月）について

実　施　日	主 な 審 議 項 目
2月定例会 平成28年2月19日	・学校給食食材の放射能検査の終了について ・平成２８年度教育委員会会議等の日程について
3月定例会 平成28年3月25日	議案第４号　清瀬市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第５号　平成２８年度清瀬市立学校教育課程について 議案第６号　清瀬市教育委員会教育長の辞職について ・平成２７年度教育委員会重点事業（最終報告）について ・執行状況報告について ・長期欠席・いじめ等の月例報告（２月）について

３　教育委員会学校訪問

教育委員・教育部長・指導課長・統括指導主事・指導主事が学校を訪問し、日頃の教育活動及び各学校の特色や課題について、授業の参観や協議を行った。

実　施　日	学　校　名	研　究　内　容
平成27年 5月29日（金）	清瀬第十小学校	学力向上について
6月15日(月)	清瀬第八小学校	学力向上について
6月17日(水)	清瀬第四中学校	特別支援教育について
7月13日(月)	清瀬第六中学校	学力向上について
7月15日(水)	清瀬第五中学校	キャリア教育について
9月14日(水)	清瀬小学校	学力向上について
9月30日(水)	清瀬第三中学校	学力向上について
10月21日(水)	清瀬第二中学校	学力向上について
10月26日(月)	清瀬小学校	学力向上について
11月2日(月)	清瀬第三小学校	学力向上について

実　施　日	学　校　名	研　　究　　内　　容
11 月 6 日(金)	清瀬第七小学校	学力向上について
11 月 18 日(水)	清明小学校	学力向上について
11 月 30 日(月)	芝山小学校	学力向上について
12 月 14 日(月)	清瀬第四小学校	学力向上について

４　研究発表会への出席

教育委員・指導課長・統括指導主事・指導主事が出席し、研究内容の把握に努め指導講評を行った。

実施日及び指定校	研究指定校名	研　究　主　題
平成28年1月29日（金） 清瀬市立清瀬小学校	平成26・27年度　東京都教育委員会言語能力向上拠点校	自分の思いや考えを伝え合い、広げ深める児童の育成 ~協同学習を生かした文学的文章を読むことの指導と言語活動の充実を通して~
平成28年2月10日（水） 清瀬市立清瀬第十小学校	平成26・27年度　東京都教育委員会人権尊重教育推進校	一人一人の良さや違いを認め合う、心豊かな児童の育成 ~協同学習を生かした文学的文章を読むことの指導と言語活動の充実を通して~
平成28年2月12日（金） 清瀬市立清瀬第四小学校 清瀬市立清瀬第四中学校	平成２７年度清瀬市学力向上推進指定校	児童・生徒に確かな学力を付ける ー小中連携を通してー

５　教育委員の視察研修等

教育委員を対象とした研修会に参加し、教育行政に対する見識を広めた。

事　業　名	実　施　日	場　　所	内　　容
東京都教育施策連絡会	平成 27 年 4 月 9 日(木)	都庁	平成 27 年度の東京都教育委員会の施策説明等
東京都市町村教育委員会連合会	4 月 30 日(木)	東京自治会館	平成 27 年度第 1 回常任理事・理事会
東京都市町村教育委員会連合会	5 月 19 日(火)	東京自治会館	第 59 回定期総会・情報交換会
東京都市町村教育委員会連合会	8 月 27 日(木)	東京自治会館	第 2 回理事会 第 1 回理事研修会 「市町村立学校における学校教育の充実に向けて」

事　業　名	実　施　日	場　　所	内　　容
東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修会	10 月　9 日(金)	群馬県富岡市	富岡製糸場他、周辺施設の視察
東京都市町村教育委員会連合会第 3 ブロック研修会	12 月 17 日(木)	小平市なかまちテラス（小平市）	「なかまちテラス開館までの歩み」 他
東京都市町村教育委員会連合会	平成 28 年 1 月 15 日(金)	東京自治会館	平成 27 年度第 3 回常任理事会 平成 27 年度第 3 回理事会 第 2 回理事研修会 「初等中等教育における諸課題」

６　教育委員の諸行事への出席

学校教育関係、生涯学習関係等の各行事に出席し、現場の状況や実態の把握に努めた。

実　施　日	行事名	場　　所
平成 27 年 4 月 6 日(月)	小学校入学式	各小学校
4 月 7 日(火)	中学校入学式	各中学校
5 月 9 日（土）	授業公開	第七小学校・第八小学校
5 月 16 日（土）	授業公開	芝山小学校
5 月 17 日（日）	第 32 回清瀬市立小・中学校陸上記録会兼第 11 回ファミリー・個人競技会	国立看護大学校
5 月 23 日（土）	運動会	第四中学校
5 月 23 日（土）	授業公開	清瀬小学校
5 月 30 日（土）	運動会	清瀬中学校・第二中学校・第三中学校
6 月 6 日（土）	授業公開	第六小学校
6 月 13 日（土）	運動会	第五中学校
6 月 20 日（土）	授業公開	第四小学校
6 月 24 日（水）	赤ちゃんのチカラプロジェクト	芝山小学校
6 月 27 日（土）	授業公開	芝山小学校

実　施　日	行事名	場　　所
7月18日（土）	第48回東京都市町村総合体育大会開会式	清瀬けやきホール
8月2日（日）	第48回東京都市町村総合体育大会閉会式	清瀬けやきホール
8月29日（土）	小・中学校水泳記録会	下宿市民プール
9月12日（土）	中学校連合音楽会	けやきホール
9月19日（土）	授業公開	第五中学校
10月3日（土）	運動会	清瀬小学校・芝山小学校・第三小学校・第四小学校・第六小学校・第七小学校・第八小学校・第十小学校・清明小学校
10月16日(金)	小学校連合運動会	清瀬小学校
10月22日(木) ～24日（土）	清瀬教育の日	全・小中学校
10月24日(土)	清瀬の100冊読書感想文コンテスト表彰式	中清戸地域市民センター
10月24日(土)	ミュージアムコンサート	郷土博物館
10月25日(日)	第7回石田波郷俳句大会	けやきホール
10月31日(土)	50周年記念式典	第二中学校
11月 8日(日)	第33回清瀬市少年少女サッカー大会	下宿第三サッカー場、内山サッカー場
11月 14日(土)	私の体験・主張発表会	けやきホール
平成28年1月 9日（土）	授業公開	清瀬中学校
1月10日（日）	成人式	けやきホール
2月5 日（金）	清瀬市教育委員会表彰式典	健康センター
2月6 日（土）	スーパードッヂボール大会	市民体育館（3・4年の部）
2月7 日（日）	第7回中学生駅伝大会	味の素スタジアム
2月13日（土）	スーパードッヂボール大会	市民体育館（5・6年の部）
2月21日（土）	命の教育フォーラム	アミューホール

実　施　日	行事名	場　　所
3月18日（金）	中学校卒業式	各中学校
3月25日（金）	小学校卒業式	各小学校

7　教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営 等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任している。

組　織　名	任　　期	委　員　名
清瀬市男女共同参画センター運営委員会委員	平成26年4月～28年 3月	植松　紀子 委員
清瀬市民生委員推薦委員会委員	平成25年4月～28年 3月	松村　重樹 委員
清瀬子ども・子育て会議委員	平成25年8月～27年 7月	植松　紀子 委員
東京都市町村教育委員会連合会理事	平成26年5月～28年 5月	植松　紀子 委員

第６　重点事業と具体的施策の取り組み状況及び今後の方向性

教育総合計画マスタープランは「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、平成１８年度から２７年度までの１０年間の数値目標を定めています。

しかし、１０年間に及ぶ長期計画のため、社会状況の変化等により、新たな課題に対応していく必要が予測されることから、策定から５年後の平成２２年度を調整年度に設定しています。

ついては、平成２２年度までの重点事業の達成状況等を検証する中で、平成２７年度までの後期５年間の数値目標の見直しを行ったものです。

点検・評価に当たり、重点事業の進捗状況を明確にするため、平成２２年度の施策の取り組み状況と、平成２７年度までの到達目標に対する取り組みの方向性を記入し、今後計画的・継続的に取り組んでいきます。

事業によっては、現時点で数値的な目標が設定できないものもありますが、これらについては、今後、随時検討して具体化していきます。

また、平成１８年度の計画策定以降に、組織改正等により所管が変更になっている事業もありますので、現在の事業を所管している課名を（　）で表示しています。

1　地域と共に子どもを育む清瀬

（1）地域とのつながりを作るコミュニティはぐくみ円卓会議　（企画課）

小学校区を単位として、子育て、健全育成等地域がかかえる課題を解決するための組織づくりを進めます。

具体的施策　小学校区にコミュニティはぐくみ円卓会議設置　連絡会の組織体制づくり
開始年度　平成17年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・円卓会議数　１区域 ・会議開催　　年６回	・校区数　　２小学校区 ・会議開催　　年１２回	・校区数　　７小学校区 ・会議開催　　年１２回

【平成２７年度の取り組み状況】

〈六小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

・コミュニティはぐくみ円卓会議から発足した六小地区自治会連合会の主催で、六小地区ふれあい円卓会議として交流会を４回開催しました。

・六小地区の皆さんが顔見知りになり、絆を深めることを目的に、１１月に住民交流会を開催しました。

・地域の情報やイベントを集めた地域新聞「うめのたけ」を月１回発行し、地域の皆さん（約４，５００世帯）に配布しました。

〈七小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

・清瀬高校で「地域防災の若い担い手『清高生』を応援しよう」をテーマに「円卓防災フェア in 清瀬高校」を７月に開催し、校庭の芝生を通じて地域の結びつきを考えることを目的とした「七小芝生まつり」を１０月に実施しました。

・コミュニティはぐくみ円卓会議を１０回開催しました。

〈三小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

・平成２４年３月１５日に第三小学校区で、コミュニティはぐくみ円卓会議の取り組みが始まり、地域のつながりを目指した取り組みが行われています。

・コミュニティはぐくみ円卓会議を１２回開催しました。
・ウォ―キングと下校時の児童を見守ることを兼ねた見回りウォ―キングを引き続き実施。
・「三小わいわい広場」へ円卓会議メンバーとして参加。協力体制及び役割について話し合いを行いました。
・チーム竹丘主催の「竹丘防災フェア」に円卓会議メンバーとして出店ブースで参加。円卓会議の周知、ＰＲを行いました。

〈四中（芝小・四小校区合同）円卓会議〉
・平成２６年９月１５日から、「四中校区円卓会議」として立ち上げ地域の情報交換や身近に役立つ情報「ワンポイント講座」を行いました。
・地域の身近な課題を各小学校区に分かれて話し合う場を設けました。
・四中校区円卓会議として４回、四中円卓代表者会議として４回開催しました。

〈八小校区円卓会議〉
・まなべ―教室を利用し平日の午前中に開催しています。気ままに地域の方が来て地域の方同士が気軽に交流することを目指しています。学校の授業などのお手伝いも行っています。

【今後の取り組みの方向性】
・コミュニティはぐくみ円卓会議では、引き続き地域の人たちの横のつながりをつくり、地域に存在する課題の解決に向けた検討をしていきます。
・コミュニティはぐくみ円卓会議の開催については、企画部企画課が主管課で担当します。
・今後、各課においても地域の協力が不可欠となっていくなか、地域包括ケア推進課や学校、社会福祉協議会などと連携・協働しながら円卓会議を開催していく必要があります。
・平成２８年度は十小校区で社会福祉協議会と協働し、会議体の立ち上げを予定しています。

（2）学校サポート組織の充実　（指導課）

学校の教育活動を充実させるために地域との連絡・調整を図るため学校コーディネーターを設置します。

具体的施策　学校運営連絡協議会の設置（学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を置く。）
学校サポートチームの設置（問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組みを進めるために設置する。）

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・学校運営連絡協議会の設置　１４校 ・学校サポートチームの設置　５校	・学校運営連絡協議会の充実　１４校 ・学校サポートチームの充実　１４校

【平成２７年度の取り組み状況】

・各校とも「学校運営連絡協議会」及び「学校サポートチーム」開催時に、いじめ防止基本方針を周知し、学校いじめ対策委員会の設置状況を明らかにし、いじめ防止に関する取組の益々の充実の必要性を訴えました。

【今後の取り組みの方向性】

・学校運営連絡協議会や学校サポートチームの充実を図り、学校の教育活動を充実させるとともにいじめ防止基本方針を推進するために地域との連絡・調整を図ります。

（3）広報メディアの拡大

（教育総務課）

市民へ教育に関する情報を提供するために、広報活動を工夫し、掲示板、教育委員会だより、ホームページを充実させます。

具体的施策　「学校だより」の学校からの情報発信

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・ホームページによる情報発信 教育委員会だより 学校だより（６校）	・ホームページによる情報発信 学校だより　全校 ・教育委員会だより 年２回発行	・ホームページの内容の更新と拡充 ・教育委員会だよりの継続発行及び内容の充実

【平成２７年度の取り組み状況】

【小中学校】学校だよりを毎月掲載し、学校評価・部活動・学校行事など、写真を多く使用した見やすい構成で情報を発信しています。

【教育委員会】電話問い合わせの多い手続きの案内などを充実させるとともに、学校給食のレシピ紹介や市内行事の紹介など、見て楽しめるコンテンツを充実しました。

・ 教育委員会だより

年２回（９月・３月）発行し、シルバー人材センターにより全戸配布を実施。全ページカラー印刷とし、これまでの教育委員会広報のイメージにとらわれない、親しみやすいカジュアルなデザインにリニューアルしました。

【今後の取り組みの方向性】

・ 学校教育に関する情報を集約したウェブサイトの構築をめざし、市民がウェブサイトを閲覧すれば電話で問い合わせなくとも手続きの仕方などがすぐにわかるよう、さらに情報を充実させます。
・ ウェブサイトの更新頻度を増やし、新鮮な情報を多く発信していきます。
・ 教育委員会だよりにおける市民にとって必要な情報を精査するとともに、限りある紙面だけでは伝えきることができないより多くの情報（写真・動画など）をウェブサイトに掲載するなど、ターゲットに特化した広報媒体の研究を進めます。

（4）児童・生徒の安全の推進

（教育総務課・指導課）

児童・生徒が安心して活動できる環境をつくります。

具体的施策　リーダー養成講習会の開催　　子どもＳＯＳニュースの発行　　地域安全パトロール　地域安全マップ　　セーフティ教室　　防犯ブザーの貸与

防災行政無線による市内一斉放送　安全確保についての各団体への協力依頼の安全対策の取組

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・防犯カメラ設置　全校 ・ｽｸｰﾙｶﾞｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰによる巡回指導　９校 ・ｽｸｰﾙｶﾞｰﾄﾞ養成講習会９校 ・「子ども SOS」の安全対策の取組	・安全対策の拡充	・安全対策の拡充

【平成２７年度の取り組み状況】

・スクールガードリーダーによる巡回指導
　小学校８校で年間、延べ１５回実施　参加者　延べ　２５１人
・スクールガード養成習会
　小学校８校で年１回実施　　参加者　１５６人
・子どもＳＯＳ登録制度を見直し、新一年生だけでなく全学年に協力を依頼しました。
・健全育成委員会が子どもＳＯＳニュースを発行し、市立小中学校保護者等に配布しました。
・全小中学校で、「交通安全」、「非行防止」又は「犯罪被害防止」を目的として、セーフティ教室を開催しました。
・安全で安心して通学できる環境づくりのため、下校時に小学校の校門付近でのボランティアによる見守り活動を実施しました。
・下清戸２丁目と下清戸４丁目の電柱に防犯カメラを設置しました。

【今後の取り組みの方向性】

・通学路の安全確保のため、必要に応じて防犯カメラを設置します。
・引き続き、全小・中学校でセーフティ教室を開催します。また、携帯電話・スマートフォン利用に伴う、インターネット上の様々な危険に関するセーフティ教室も充実させます。

（５）青少年の健全育成（スポーツ）

（生涯学習スポーツ課）

スポーツを通じて青少年の社会性、規範意識、正しい判断力等を育成します。

具体的施策　各種スポーツ教室、陸上記録会、マラソン大会、スーパードッジボール大会、ティーボール大会の開催と推進

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・各種スポーツ大会の開催　１２種目	・各種スポーツ教室、各種スポーツ大会の振興と事業成果の検証	・各種スポーツ教室、各種スポーツ大会の振興と事業成果の検証

【平成２７年度の取り組み状況】

・陸上記録会（小学生５種目、中学生４種目）の実施　３６９人
・小中学生水泳記録会（１２種目）の実施　中止
・ティーボール講習会（ルールとゲーム指導）の実施　３人
・ティーボール大会（ファミリーの部、オープンの部）の実施　６２人
・障害者スポーツ交流会（スカットボールであそぼう☆）の実施　１６０人
・清瀬市民マラソン大会「体育協会主催」（4㎞小学生４年男子女子、５年男子女子、６年男子女子、中学生男子女子、一般女子、一般男子）（7㎞一般男子）の実施　６８６人
・少年少女サッカー大会（小学校４・５年生男子、６年生男子、６年生女子）の実施　２９０人
・スーパードッジボール練習会（ルールとゲーム指導）の実施　３６４人
・スーパードッジボール大会（小学校３・４年生）の実施　２３３人
（５・６年生男子の部、５．６年生女子の部）２７６人

【今後の取り組みの方向性】

・スポーツ振興を図るため、各種スポーツ教室・スポーツ大会・スポーツ講習会を年間計画に基づいて実施します。

（6）青少年の健全育成（子どもの居場所）　(児童センター)

放課後の子どもの居場所づくりとして、関係部署と連携を図り様々な体験活動を広げます。

具体的施策　市立小学校区を拠点とした居場所の設置（放課後子ども教室）
開始年度　平成18年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ２校区	・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ８校区	・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ９校区

【平成２７年度の取り組み状況】

登録者数　９０７人
参加人数　延べ　２２，３８６人
１年　延べ　７，７８３人　２年　延べ　６，７６２人
３年　延べ　４，２０２人　４年　延べ　２，６３２人
５年　延べ　４３０人　６年　延べ　３５５人
特別支援学級　延べ　７４０人
開催回数　清小まなべー　１６８日　芝小まなべー　１６２日
三小まなべー　１７６日　四小まなべー　１７０日
六小まなべー　１７０日　七小まなべー　１７５日
八小まなべー　１７５日　十小まなべー　１７３日
清明小まなべー　１４２日

・放課後子ども教室において、１年生の参加開始を９月から６月に変更しました。
・放課後子ども教室スタッフ研修会（対象／:学習アドバイザー、安全管理員）を2回開催しました。
・放課後子ども教室運営委員会（委員１０名）を3回開催しました。

・中央児童館において、中高生タイムにイベントを行い、居場所づくりを行いました。

【今後の取り組みの方向性】

・放課後子ども教室においては、放課後児童クラブと連携し共通プログラムを企画していきます。
・青少年の居場所づくりとして、平成２８年度より野塩児童館に中高生タイムを設置します。野塩児童館の設置により、市内全児童館に中高生タイムが設置されることになります。

２　基本的な生活習慣を育む清瀬

（1）子育てサポート　（児童センター・子ども家庭支援センター・指導課）

関係部署が連携し、乳幼児期～学齢期までの家庭を対象に、講座、講演会を開催し、安心して子育てができる環境を整備します。

具体的施策　子育て講座・講演会、家庭教育講座・講演会の開催
開始年度　平成19年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・子育て支援（乳幼児）の４講座の開催	・子育て支援（乳幼児）の講座・講演会の継続と事業成果の検証 ・子育てハンドブックの発行	・子育て支援（乳幼児）の講座・講演会の継続と事業成果の検証 ・子育てハンドブックの発行

【平成２７年度の取り組み状況】

事業名		27年度　期間・回数	27年度参加人数	前年度参加人数
ファミリー・サポート・センター事業「保育サービス講習会の開催」		年間回22回	（延べ）259人	（延べ）356人
子育てネットワーク支援事業	ひろばの開催	4月から3月・15回	（延べ）1,156人	（延べ）1,392人
	ミニひろばの開催	6月から11月・4回	（延べ）72人	（延べ）37人
	子育てサポータースキルアップ講座	9月・1回	18人	11人
	ジュニア子育てサポーター養成講座	7月・3回	35人	40人
	お母さんのリフレッシュ講座	5月から1月・8回	（延べ）183人	（延べ）193人
いきいき子育て支援事業		4月から3月171回	（延べ）2,962人	（延べ）2,902人
つどいの広場事業		4月から3月・児童センター他	（延べ）62,962人	（延べ）62,365人
みんなで遊ぼう		4月から2月・4回	（延べ）127人	（延べ）145人
子育てひろばフェスタ		11月・1回	1,327人	1,253人

【今後の取り組みの方向性】

・平成２８年度以降についても、子ども家庭支援センターでは各種子育て関連サービスを展開していきます。子育てガイドブックは平成２８年度に改定版を発行します。

・総合相談支援センターの設立に向けて、関係機関と連携して各事業の効果検証を行います。

（2）健康教育推進運動　（指導課・教育総務課）

健康に関する意識を啓発するために市民全体に発信していく取組を行います。

具体的施策　「早寝・早起き・朝ごはん」　「ノー・テレビ、ノー・ゲームデー」

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	啓発活動の実施	健康教育推進週間設定

【平成２７年度の取り組み状況】

・２６年度に実施した食育に関する意識調査をもとに、保護者対象の講演会を実施し健康教育の推進を図りました。また、この調査分析結果より、朝食における野菜摂取量の増加をテーマに小・中学校モデル校にて食育の授業を展開しました。

・保健所及び圏域５市の取り組みで「めざましスイッチ朝ごはん」をテーマに、清瀬市では市のホームページに、毎月簡単なレシピを紹介し、地域への啓発活動を行いました。また、これまで紹介したレシピを「かんたん！おすすめレシピ集」としてまとめ、保護者給食試食会や食育展、給食だより等で紹介し、家庭、地域への啓発活動を行いました。

・薬物乱用防止教室を市内小・中学校で実施し、健康教育を推進しました。

【今後の取り組みの方向性】

・前年度に小・中学校モデル校で実施した食育の授業を、全校で展開します。

・体力向上に関する一校一取組の中に健康教育に関する取組も合わせて設定します。

（3）青少年の体験活動の推進　（生涯学習スポーツ課・指導課）

体験活動を通して、児童・生徒の自主性・社会性・協調性を養います。

具体的施策　宿泊スポーツ体験　青少年育成講習会　工作教室　科学教室　体操教室

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・各種体験活動の実施 ・各種講習会・教室の開催 ・健全育成発表会の推進	・体験活動や教室の実施と事業成果の検討 ・健全育成発表会の推進	・体験活動や教室の実施と事業成果の検証 ・健全育成発表会の推進

【平成２７年度の取り組み状況】

・健全育成「私の体験・主張発表会」の開催（１１月）

・市いじめ防止基本方針において、開発的なアプローチとして「豊かな心を育む体験活動」を明記し、各校での実施を促しました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２８年度以降はスポーツ振興を図るため、「宿泊スポーツ体験」や陸上記録会等の事業を実施していきます。

・子供たちの健全育成のために、健全育成発表会を一層充実していきます。

・市いじめ防止基本方針に基付き、子供たちの豊かな心を育むために赤ちゃんのチカラプロジェクト等の体験活動を充実させていきます。

（4）社会の基本的ルールの形成（大人の模範像の提示）　（児童センター・指導課）

社会全体で態度や行動の基礎になる基本的生活習慣を担うための活動を推進するため、青少年問題協議会、健全育成委員会との連携を図り、大人の模範像を提示する等地域活動を推進します。

具体的施策　5地区委員会事業の実施　地区委員会連絡会の開催　健全育成委員会事業の実施

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
――	・地域活動の推進 ・各委員会の連絡会の開催　年2回	・地域活動の推進 ・各委員会の連絡会の開催　年2回

【平成２７年度の取り組み状況】

・青少年問題協議会の開催(７月)
・青少年問題協議会地区委員会で事業の実施
・青少年問題協議会地区委員会地区連絡会の開催(年４回)
・青少年問題協議会地区委員会合同会議(２月)
・青少年問題協議会地区委員会合同事業(１２月)
・児童青少年連絡協議会の設置・開催（年2回／７月・２月）
・市いじめ防止基本方針において、社会総がかりでの対応を訴え、地域の役割を求めました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２３年度以降についても、職場体験学習や職業講話など、児童・生徒と働く大人とが直接かかわる機会を充実させ、大人の背中から規範意識や働くことの尊さ等を学ぶ教育活動を進めます。
・青少年健全育成という目的を同じくする団体として連携を図っていくため、地区委員会、健全育成委員会合同での講演会の開催に向けて取り組んでいきます。
・学校・地域・子供関連団体の連携を進め、社会全体で青少年への支援を行っていくために、児童青少年連絡協議会を継続して開催し、児童青少年の問題について年度毎にテーマを決めて具体的な指導・育成の内容を検討しながら、清瀬市全体で健全育成に取り組んでいきます。

（5）小・中学校における食育の推進　（教育総務課・指導課）

生涯にわたり健全な食生活を実践できるような指導や取組を行います。

具体的施策　検討委員会の設置　校内指導体制の確立　推進のための人材育成　家庭・地域との連携（地場産物の活用）

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・学校における食育推進の為の指針の策定（平成１９年度） ・学校における食育推進の為の校内体制の整備（食育リーダーの配置） ・食に関する指導の全体計画の作成（平成２０年度　全校作成） ・学校給食における地産・地消の拡充　全校	・学校における食育の推進、拡充 ・栄養教諭の配置 ・栄養教諭による食育推進に向けた巡回指導の実施 ・清瀬産野菜使用量の拡大

【平成２７年度の取り組み状況】

・全校で食に関する全体計画及び年間指導計画を策定し、計画的に食に関する指導を実施しました。

・食育リーダー連絡・研修会を年間３回実施し、各学校の食育について発表し、協議しました。

・大学と連携して、市内小中学校に通う家庭での食生活実態調査の結果をもとに、課題解決のための指導案を作成し、モデル校にて授業を実施しました。

・学校給食の地場産野菜の使用について、アンケートを実施し、問題点を洗い出し、活用拡大のための話し合いと予算計上をしました。

・全教職員を対象に、食物アレルギー対応研修を実施し、市内小中学校で食物アレルギー対応マニュアル通りの対応について、学校指導監査を行いました。また、多摩北部医療センターとの緊急の相談ができるよう、PHS の配置をするとともに、その連携がスムーズに行くよう、医師と学校関係者とでケースの意見交換会を実施しました。

【今後の取り組みの方向性】

・食育リーダー、栄養士を中心に、データに基づく清瀬市全体での食育推進に向けた全小・中学校への指導を展開します。

・食に関する全体計画及び年間指導計画をデータに基づき、見直します。

・地場野菜の種類や量を増やすよう、多くの農家の方に連携を求められるよう、協議会にて引き続き、方向性を探ります。

（6）学校給食設備・備品等の充実

（教育総務課）

安全でおいしい給食の提供をめざして、給食設備・備品の整備やドライ運用の推進を図ります。

具体的施策　設備・備品の整備　ドライ運用の推進

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・ドライ運用三水槽　１４校 ・ドライ運用野菜切り機　４校 ・焼物機　１３校 ・冷凍冷蔵庫　１１校	・設備、備品の更新整備 ・ドライ運用の推進

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
──	・牛乳保冷庫　３校 ・消毒保管庫　４校 ・回転釜　１２校 ・炊飯器　１校 ・球根皮剥器　３校 ・ボイラー　３校	

【平成２７年度の取り組み状況】

・耐用年数を超た大型備品（消毒保管庫、食器洗浄機、給湯器）の整備を順次行いました。

・小学校で使用する食器をポリプロピレンから家庭の食器に近いＰＥＮ（ポリエチレン・ナフタレート）素材への更新を平成２６年度３校、平成２７年度３校で行いました。

【今後の取り組みの方向性】

・給食の安定供給に支障のないよう、引き続き大型備品等の計画的な更新による整備を図るとともに、調理員の健康に配慮した調理室の環境整備を進めます。

・ドライ運用の更なる推進のため、給食調理員等への研修を実施します。

３　美しい緑・ 自然と文化を誇る清瀬

（１）郷土学習の推進（生活体験）　（郷土博物館）

自然を守る会等の団体と協力して自然観察会を行うとともに、清瀬に伝わる郷土文化（生活体験）を学習し、その普及に努めます。

具体的施策　ガイドブック（地図）作成　自然観察会　「うどんづくり」や「茶づくり」等体験

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・自然観察会（野鳥）　１回 ・農作業体験　３校	・自然観察会　１回 ・農作業体験　０校 ・生活体験学習（うどんづくり等）　７回	・ガイドブック作成及びそれを利用した自然・野鳥観察会　２回 ・生活体験学習（うどんづくり、茶づくり等）拡大・継続

【平成２７年度の取り組み状況】

・自然、野鳥の観察会

清瀬の自然をテーマに野草観察会を郷土博物館敷地内で実施。また、野鳥観察会を金山緑地公園周辺で実施しました。

・生活体験学習

清瀬に伝わる年中行事を中心として郷土文化を学ぶことを基本に「小麦の棒打ち、もちつき、小正月のまゆ玉飾り、節分の豆まきとやっかがし」を実施いたしました。先人の知恵に学ぶ（衣・住編）は「体験はたおり、和裁教室、染物教室、昔のくらし

体験学習、はたおり教室、蚕の繭から糸づくり体験、しめ縄作り」を実施いたしました。

先人の知恵に学ぶ（食編）では「茶摘み茶もみ体験、柏餅作り講習会、うどん作り講習会、さつまだんご作り講習会」を実施いたしました。

・昔のくらし体験学習

小学生を対象とした「昔のくらし体験学習」の中で、五目ごはん及び雑木林の自然観察を予定していたが参加者がなく中止となった。

・映画上映会

文化に関する記録映画として産業関係等の映画会「日本の産業」をテーマに「ニッポン近代化遺産の旅」等計９回17本上映しました。

【今後の取り組みの方向性】

・自然、野鳥の観察会

清瀬の自然をテーマに自然・野鳥の観察を金山緑地公園周辺で、継続して実施することを目標とします。

・生活体験学習

清瀬に伝わる郷土文化の伝承及び学習を目的とし、事業の拡大に努めます。

・自然体験学習

一般市民を対象に、郷土博物館の敷地内の自然環境を活用した観察会を実施します。また、小中学生を対象にした夏休み講座等の体験学習の拡大に努めます。

（２）郷土学習の推進（文化財・芸能）

（郷土博物館・指導課）

総合的な学習の時間を利用して、郷土芸能や文化財に触れる機会を広げ、清瀬の文化を学びます。

具体的施策　清瀬市史の改訂　出前講座

開始年度　平成１９年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・清瀬市史編さん委員会の未設置 ・出前講座（郷土芸能の観賞、歴史）　３回	・清瀬市史編さん委員会の設置及び編集 ・出前講座（郷土芸能の観賞、歴史）　５回

【平成２７年度の取り組み状況】

・清瀬市史編さん委員会の設置

市史編さん室を市長部局に設置。市史編さん室との連携協力を図った。

・清瀬市歴史・文化双書２の刊行

清瀬市の節分、恵比寿講等の年中行事や古くから地域に根付いて、日常的に使用されてきた清瀬の方言を伝承者から聞き取り清瀬市歴史・文化双書２「清瀬の年中行事と方言」を刊行した。

・市内文化財探訪

清瀬の地域の人々が大切に保存している市内の文化財「中里の富士塚、下宿ふせぎ、日枝神社」等を訪ねて、理解を深めていただくために実施いたしました。

・郷土芸能の育成

山王日枝神社清戸獅子舞保存会、下宿囃子保存会、中里富士山保存会、下宿ふせぎ

保存会に対して、郷土芸能の育成に努めました。

・資料展示関係

民俗展示室で「農家の四季」をテーマに清瀬の農家の暮らしを紹介しています。

・郷土学習と文化財関連

年間を通して、市内幼稚園や小学校からの、郷土博物館の見学を受け入れました。

【今後の取り組の方向性】

・清瀬市史編さん室への協力

市史編さん室と緊密に連携しながら、市史編さん事業に積極的に協力していきます。

・清瀬市歴史・文化双書の刊行

清瀬市歴史文化報告書市史の一部として市の歴史と文化を市民の皆様に紹介するため、収蔵資料等を中心とした民俗文化財や行事等を掲載した「清瀬市歴史・文化双書」を、引き続き刊行していていくことを目標とします。

・市内文化財探訪

清瀬の地域の人々が大切に保存している市内の文化財を訪ね学習するため、引続き実施していくことに努めます。

・文化関係事業

文化関係係等の啓発を年間通して実施することに努めます。

・郷土芸能の育成

各保存会に対して郷土芸能の育成に努めていきます。

・文化財、歴史関連事業

出前講座や清瀬に関連する歴史講座等を開催することに努めます。

・資料展示関係

２８年度に歴史・民俗展示室の展示替えを行い「テーマ～新編清瀬風土記」とし、現代から地質時代まで清瀬の全史を解説し、より深い郷土への理解を深める。また、各時代の流れを年表でたどり、農具や日常生活で使われた道具を展示するとともに、動画による解説も導入する予定。

・郷土学習と関係事業

幼稚園や小学校を対象に、郷土学習の一環とした郷土学習や施設見学等の受入れの体制の拡大に努めます。また、清瀬の偉人・文化財・郷土芸能・施設設備等を題材とした道徳資料の作成、副読本「私たちの清瀬」の活用等を通して、道徳や社会科の時間を中心に、郷土愛を育む学習を推進します。

（3）文化財保護の推進

（郷土博物館）

既存の文化財資料を再点検・再調査し、インターネットを通して広く市民が活用できるようにデータ化を進めます。

具体的施策　文化財資料のデータ化と活用

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・資料のデータ化（民具）	・資料のデータ化（古文書） ・インターネットによる資料未公開	・資料のデータ化（古文書、美術品、埋蔵文化財） ・インターネットによる

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
	・文化財資料の調査、研究（「うちおり」衣料の調査、研究の推進）	資料公開及び推進

【平成２７年度の取り組み状況】

・市指定有形文化財「外気舎記念館」の改修工事
　外壁及び土台等、木材の損傷が激しいことから改修工事を行った

・市指定文化財案内板の新設及び修繕
　市指定文化財の案内板については、設置後 30 年以上経過し、劣化が激しいことから新設及び修繕を行った。

・市指定有形文化財「旧森田家」の整備
　旧森田家の内外の環境整備を行い、各種事業を実施し、文化財の活用を図った。

・資料のデータ化
　新規収蔵資料（衣料・民具等）のデータ化を逐次進めました。

・インターネットによる資料公開
　公開資料データの整備を進めている段階のため、資料公開システムまで整備が進んでおりません。

【今後の取り組の方向性】

・市指定有形民俗文化財「うちおり」を国の重要有形民俗文化財指定を目指す。

・資料のデータ化（古文書）
　資料のデータ化が遅れておりますので鋭意進めていき、古文書のデータ化について整理等をする事を目標とします。

・インターネットによる資料公開及び推進
　公開資料データの整備を進めていき、映像資料や収蔵資料等の公開システムを整備し推進することを目標とします。

・文化財の保護の推進
　指定文化財の保護及び指定文化財の周知を図る。

・清瀬学芸員制度の検討

（4）市民文化の意識向上

（郷土博物館）

清瀬にゆかりの深い美術作品等の鑑賞会や展示会を企画します。

具体的施策　企画展（鑑賞会、展示会）　市内作家展（美術、彫刻）

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・特別企画「清瀬のうちおり展」 ・清瀬美術家展の開催	・企画展 ・市内作家展の実施 ・キヨセケヤキロードギャラリーの管理（市民参加型を目指して）	・企画展（美術、彫刻）鑑賞会の充実 ・市内作家展の充実 ・キヨセケヤキロードギャラリー（市民参加型管理）

【平成２７年度の取り組み状況】

・企画展

１０月に「ぶらりスケッチ　南雲義男作品展」、１１月に「第３１回清瀬美術家展」、２月に「光と彩　陰に影　林亮太作品展」３月に「染める・織る・縫う展」を実施しました。

・ケヤキロードギャラリーの管理（市民参加型を目指して）

市民参加による、キヨセケヤキロードギャラリーの道路清掃、キヨセケヤキロードギャラリーの彫刻清掃を行っています。

・企画展関連事業

１０月の「ぶらりスケッチ　南雲義男作品展」の関連事業として、野外スケッチ講座、作品の舞台を巡るツアーを開催。２月の「光と彩　陰に影　林亮太作品展」では、絵画教室　初めての色鉛筆講座、作者と共に絵を観る会を開催した。

・フォトミュージアムの刊行

郷土博物館友の会 30 周年を記念して、友の会が発行しているフォトミュジアムを合本化し「フォトミュージアム清瀬」として刊行した。

・ミュージアムコンサート

伝承スタジオ、郷土博物館ホールでミュージアムコンサートを開催した。また、初めての試みとして、市指定文化財「旧森田家」で邦楽コンサートを開催した。

【今後の取り組みの方向性】

・企画展（美術、彫刻）鑑賞会の充実

計画的に企画展を開催し、常設展では味わえない美術作品等の鑑賞機会の提供を目標とします。

・市内作家展の充実

「清瀬美術家展」の継続実施と市内在住等の作家の美術展を行うことを目標とします。

・キヨセケヤキロードギャラリー（市民参加型管理）

市民参加による安定したキヨセケヤキロードギャラリーの管理構築を目指します。

（５）学校緑化の推進

（教育総務課）

学校施設の緑化を推進し、緑豊かな環境をつくります。

具体的施策　壁面緑化　屋上緑化　校庭の芝生化の推進

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・壁面緑化　３校	・壁面緑化　８校 ・校庭の芝生化　３校	・壁面緑化　１４校 ・校庭の芝生化　８校

【平成２７年度の取り組み状況】

・壁面緑化（緑のカーテン）

環境学習や地球温暖化防止対策として平成１７年度から取り組み、平成２６年度は大規模改造工事のあった第三小学校を除く１３校の小中学校で実施しました。

・校庭の芝生化

子供たちの体力向上、保護者・地域との協働による維持管理による地域連携も期待

できることから、平成２０年度から東京都の補助制度を活用して、平成２７年度には清明小学校の整備を行い、これまで１０校の校庭芝生化を行いました。

平成２７年度までの整備状況（一部：小学校２校、全面：中学校３校、小学校５校）

【今後の取り組みの方向性】

・壁面緑化（緑のカーテン）

大規模改造工事の予定がある学校を除く全小中学校での実施を目標とし、面積の拡大にも取り組みます。

・校庭の芝生化

地球温暖化の防止及び体力の向上に資するため、東京都の補助制度を活用して、小中学校全校の校庭芝生化を推進します。

芝生化した後の維持・管理体制について、他自治体の先進的な取り組みを参考に保護者をはじめ地域の方との連携による継続可能な方法について研究します。

４　学校が自信をもち信頼される清瀬

（1）学力向上アクションプラン　（指導課）

児童・生徒の基礎学力向上のため市学力調査の実施、学力を高めるための具体的施策の実施と個別指導への支援等を行います。

具体的施策　学力向上プランの策定と実施

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・学力向上推進校　２校	・平均達成率　　７０％ ・学力向上推進校 中学校区１巡　１０校	・平均達成率　　７５％ ・学力向上推進校 中学校区２巡　１０校

【平成２７年度の取り組み状況】

・学力向上推進指定校（清瀬第四小学校・清瀬第四中学校）４校を指定し、小中連携した学力向上策について研究を行いました。

・個に応じた指導を充実させるため、学習サポーター制度を拡充し、小・中学校全校に公募の市民もしくは民間塾の講師を学習サポーターとして継続して派遣しました。

・小学校４年生、中学校１年生に対して市独自に学力・学習状況調査（国語及び算数又は数学）を継続実施し、目標値を定め、これに対する平均達成率を掲げました。（平均達成率とは、その集団における目標値を上回った児童・生徒の人数割合を示します。）平成２７年度の平均達成率は数値目標には達しませんでしたが、各校とも課題を明らかにし、授業改善推進プラン等に反映させ、計画的に課題の克服に努めています。

・学力調査の結果を学校ごとに分析し、年度ごとに授業改善推進プランを作成しました。

・民間塾から塾講師を派遣し、放課後補習教室（国語及び算数又は数学）を小学校第６学年及び中学校第３学年で希望する児童・生徒に実施しました。

【今後の取り組みの方向性】

・中学校区を中心に学力向上推進校を設定し、学習指導要領に即した新たな課題の解決に取り組みます。

・学習サポーターの全校配置を継続するとともに指導内容・方法の充実を図り、学力向上に確実に結びつけます。

・市独自の学力・学習状況調査の実施方法を、「標準問題による調査」から「これまでの市独自の学力・学習状況調査の累計から明らかになった本市の児童・生徒の課題に特化した調査」へと変更し、課題解決に資する指導へとつなげます。特に課題が明らかになった小学校１校及び中学校１校において、その課題を解決するためのオリジナルの教材を作成して、児童・生徒に取り組ませ、その成果について検証していきます。
・小・中学校において、放課後や夏季休業中など長期休業日中の補習授業について充実を図ります。
・民間塾講師による放課後補習教室（中学校においては夏季補習講座を含む）を全校で実施し、学力向上を図ります。

（２）清瀬教師塾（教員研修事業）　（指導課）

教員の資質向上のため、専門技術、異校種、企業体験、社会教育、本市独自の研修体系を構築します。また、退職校長等を組織して、初任者研修や２年目以降の教員研修も充実していきます。

具体的施策　清瀬市教員研修事業
開始年度　平成20年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・清瀬教師塾参加者 １，０５５名	・清瀬教師塾参加者 １，３５０名

【平成２７年度の取り組み状況】
・夏季休業期間中に専門研修会、特別研修会及び二市教職員研修会を７日間（半日１単位で合計１０単位）実施しました。
参加者　延べ４４２人（平成２８年度　７０＋８５＋２８７）
・教員の指導力向上を目指し教員研修実施協議会を年３回開催しました。
・清瀬教師塾（５年目～１０年目の教員）の対象者が年間取得単位数平均１０単位（半日を１単位とし年間８回の研修受講）取得することができました。
・これまでの研修実施状況を評価・検証し、各研修のシラバスを作成するとともに教員のライフステージに沿った研修体系を構築しました。

【今後の取り組みの方向性】
・清瀬市学力向上推進会議の答申を受け、教員の研修体系を抜本的に改善・充実を図っていきます。特に清瀬教師塾を発展的解消し、学力向上がより実践的なものになるよう、アクティブ・ラーニングによる学習指導が当たり前にできるようにしていきます。

（３）教育課題研究指定校　（指導課）

教育課題を解決するための研究を行い、その成果を他校へ普及・啓発させます。

具体的施策　特別支援教育　食育　環境教育
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・研究校指定　　６校	・研究校指定　　１４校	・学校の特色化に伴う指定校制度の確立

【平成２７年度の取り組み状況】
・学力向上、言語能力向上及びアクティブ・ラーニング等の研究を行い、研究発表等を通してその成果を市内小・中学校への普及に努めました。
【今後の取り組みの方向性】
・学力調査、各種調査の結果や分析を基にした研究内容を明確にし、その研究成果を市内に普及していきます。
・各学校が特色ある教育活動を展開し、その研究を支援する体制を確立します。

（4）外国語（英語）教育の推進　（指導課）

小学生に英語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせます。

具体的施策　英語指導員配置・年間指導計画の作成
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・ＡＬＴ派遣（３年生以上）　月１回	・英語指導員配置 小学校 ５・６年全学級 年間３０時間 中学校　全学級 年間１３時間	・英語指導員配置 小学校 ５・６年全学級 年間３５時間 中学校　全学級 年間２０時間

【平成２７年度の取り組み状況】
・小学校第５・６学年において年間３５時間の外国語活動の授業を実施し、英語指導助手を各学級５時間配置しました。中学校においては、各学級年間２０時間の英語指導助手を配置しました。
【今後の取り組みの方向性】
・小学校において、これまで学級担任と英語指導員が協力して進めてきた外国語活動の指導実践を土台として、これまで以上に学級担任による外国語活動の指導を充実するため、英語指導助手の配置を充実させていきます。

（5）読書活動の推進　（指導課・図書館）

豊かな心や確かな学力を育む基礎づくりとして、環境整備を行い公立図書館と連携を深め子どもの読書活動を充実します。

具体的施策　子ども読書活動推進計画　書籍相互利用　推進校設置
開始年度　平成１９年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・推進校指定　４校 ・子ども読書活動推進計画（平成１９年度策定）	・学校間相互利用システムの構築 ・「清瀬の１００冊」の改訂版作成

【平成２７年度の取り組み状況】
・教育目標に「読書の清瀬」を掲げ、児童・生徒の読書活動の充実につとめます。

・司書資格を有する図書館運営支援員を業務委託方式で雇用し、全小中学校に年間１００日、一日当たり４時間配置しました。
・全校児童・生徒に配布した推薦読書資料「清瀬の１００冊」の活用を図るとともに、読書活動の充実に努めました。
・「清瀬の１００冊読書感想文コンクール」を全小・中学校を対象に実施し、読書活動の活性化を図りました。

【今後の取り組みの方向性】
・平成２３年度に導入した学校図書管理システムの活用を図るため、読書活動指導員に替えて、システム運用技能を身に付けた司書資格のある図書館運営支援員を継続配置して「読書の清瀬」を推進します。
・学校図書管理システムは、学校間の蔵書検索ができる機能をすでに有しており、学校間の相互利用について、隣接する学校で取り組むため課題の整理を行います。
・平成２２年度に作成した「清瀬の１００冊」の改訂版を作成するとともに、「清瀬の１００冊読書感想文コンクール」を充実させ、読書活動の活性化を図ります。

（6）体力向上の推進　（指導課）

体力向上推進委員会を定期的に開催し、また、中学校の運動部活動をさらに推進させます。

具体的施策　体力向上推進委員会の設置　スポーツテスト、指導法改善授業
運動部活動推進校の設置

開始年度　平成20年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・体力向上推進委員会設置 ・運動部活動推進校の設置 ２校 ・新体力テストを全校・全学年で実施 ・小学校連合運動会の実施	・体力向上のための年間指導計画の作成 ・課外部活動指導員配置の拡充 ・連合運動会、東京駅伝の取組継続

【平成２７年度の取り組み状況】
・教育目標の具体的な施策に、「スポーツの清瀬」を掲げ体力向上に向けた取組の充実を図っています。
・体力テストを全校・全学年で実施し、体力向上推進委員会において分析等を行い、児童・生徒の体力向上に向けた取組について検討を行いました。
・小学校３校、中学校２校が東京都のスポーツ教育推進校の指定を受け、体力向上及びスポーツ教育の推進を図っています。
・第６学年を対象とした第６回小学校連合運動会を実施しました。
・市内中学校２年生代表生徒が東京駅伝に参加しました。

【今後の取り組みの方向性】
・「スポーツの清瀬」を教育目標の具体的な施策に継続して掲げ、体育・健康教育の推進に努めていきます。
・体力向上に係る一校一取組を充実させ、各校の実態に応じた体力向上方策を推進します。
・オリンピック・パラリンピック 2020 東京大会を踏まえて、「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」に基づく体力向上を図っていきます。

（7）命を大切にする心の教育の推進　（指導課）

子供たちが、自他の生命を尊重し、自尊感情を高められるようになるなど、全教育活動を通じて命を大切にする心の教育を推進していきます。

具体的施策　命を大切にする指導の在り方検討委員会の発足
命を大切にする心の教育の年間指導計画の作成（リーフレット）
命を大切にする指導に関する教員研修の充実

開始年度　平成２２年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・命を大切にする指導の在り方検討委員会の発足 ・命を大切にする心の教育の年間指導計画作成（リーフレット）	・命を大切にする心の教育の年間指導計画（リーフレット）の改訂

【平成２７年度の取り組み状況】

・命の教育推進委員会を継続し、各校の命の教育及び人権教育の推進に資するとともに、「命の教育フォーラム」を開催し、地域・保護者への啓発を図りました。
・市内全小・中学校で赤ちゃんのチカラプロジェクトを実施するとともに市内の８校の小学校で認知症サポーター養成講座を実施し、命の教育を推進しました。
・各校とも命の教育に関する全体・年間指導計画を立て、これに基づく教育活動ができました。

【今後の取り組みの方向性】

・命を大切にする教育の年間指導計画に沿って教育課程を編成・実施するにあたり、教員の力量向上を目指した研修の充実を図ります。
・「命の教育フォーラム」を充実させるとともに、地域・保護者の参加者を増やし、共に命の教育のあり方をともに考えていく機会とします。
・市内全小・中学校における赤ちゃんのチカラプロジェクトの充実や、全小学校における認知症サポーター養成講座の実施により、命の教育を一層推進します。

（8）特色ある学校づくりの推進　（指導課）

各学校の特色ある学校づくりを推進します。

具体的施策　環境に関する学習ボランティア活動　運動部活動推進校

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・全校で実施	・全小学校に環境博物館を設置 ・東京都のスポーツ教育推進校 (小学校９校、中学校３校)	・環境教育、読書活動、スポーツ教育など特色ある学校教育の推進

【平成２７年度の取り組み状況】
・すべての学校に「特色ある学校づくり」に取り組ませ、保護者・地域に発信させ、理解・普及を図りました。
・各校の特色ある学校づくりについて校長によるプレゼンテーションを実施し、「特色ある学校づくり事業費」の配当を実施しました。
・「基礎学力の定着」「人権教育の推進」など特色ある教育活動を推進していました。
【今後の取り組みの方向生】
・各学校が取り組んでいる特色ある教育活動ホームページに積極的に公開するなどの発信に努めます。
・全小・中学校が教育課程に関連付けた特色ある学校づくりの推進を図ります。
・各校の特色ある学校づくりについて、市内全小・中学校管理職からのプレゼンテーションを継続して実施し、「特色ある学校づくり事業費」の配当を決定します。また、他校の教育活動の充実に資する取組について市内全小・中学校へ情報を広げ、教育の振興に努めます。

（9）キャリア教育の推進　（指導課）

児童・生徒に勤労観・職業観を培い、社会を構成する資質や能力を育てます。

具体的施策　推進校の指定（小学校１校、中学校１校）
開始年度　平成19年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・職場体験の実施（3日）	・職場体験学習 （全中学校）　3日間	・職場体験学習 （全中学校）　5日間 ・小・中学校全校においてキャリア教育の全体計画・年間指導計画の作成 ・市独自のキャリア教育プログラムの作成

【平成２７年度の取り組み状況】
・中学校全校で３日間の職場体験を実施しました。
・清瀬第五中学校においては、２年生全員が３日間の農業体験を行いました。
・小中学校合同の進路指導主任会を開催し、キャリア全体計画・年間指導計画の意義について確認しました。
【今後の取り組みの方向性】
・職場体験については、受け入れ先の事業所等の確保に向け、関係機関等との連携をさらに深めます。
・小中９年間にわたりキャリア教育の体系化について研究を行い、各校小中学校ともに、キャリア教育全体計画・年間指導計画を作成していきます。

(10) 小中連携校　（指導課）

小学校と中学校の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策　カリキュラムの連携　小中連携行事　相互授業
開始年度　平成１９年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・小中連携校　　１０校	・小中連携校　　２０校

【平成２７年度の取り組み状況】

・平成２２～２３年度　芝山小学校、清瀬第四中学校、平成２３～２４年度　清瀬第七小学校・清瀬第二中学校、平成２５～２６年度　清瀬第八小学校・清瀬中学校、平成２６～２７年度　清瀬第四小学校・清瀬第四中学校を小中連携校として、小中連携行事や相互授業、９ヵ年を見通したカリキュラムの作成等に取り組みました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２７～２８年度　清瀬第三小学校・清瀬第二中学校を小中連携校として、研究を進めます。

(11) 保幼小連携

（指導課）

幼児期と児童期の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策　私立幼稚園、公私立保育園授業・保育参観　連絡会の開催

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・授業・保育参観、連絡会開催	・合同研修・連絡協議会　年１回	・合同研修会の実施 ・小学校区別連絡会の実施

【平成２７年度の取り組み状況】

・小学校の授業公開、保育園・幼稚園への保育参観を実施しました。

・初任者のボランティア体験及び１０年経験者研修の社会体験として地域の保育園や幼稚園での体験活動を行い、就学前教育への理解を推進しました。

・保育園・幼稚園・小学校合同研修会を夏季休業日中に開催（外部講師による講演　小学校区別協議会の実施）しました。

・就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るための保・幼・小カリキュラムリーフレットを市内保育園、幼稚園及び小学校へ配布しました。

【今後の取り組みの方向性】

・合同研修会を継続するとともに、相互参観、初任者のボランティア体験等を通して、連携の充実を図ります。

・小学校では、保・幼・小接続カリキュラムを教育課程に位置付けていきます。

(12) 教育なんでもテレホン

（指導課）

教育に関するどんな相談でもできるテレホンを設置し、直接、担当課が受けられる体制を作ります。深刻ないじめ等で緊急的な対応が必要な場合はサポート体制をつくります。

具体的施策　教育なんでもテレホンの設置・常駐専門相談員の配置

開始年度　平成１９年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・なんでもテレホンの設置	・常駐専門相談員を配置し対応の充実

【平成２７年度の取り組み状況】

・「教育なんでもテレホン」は、現在「いじめ悩み相談ホットライン」へ名称を変更し運営しています。電話番号等の周知を図るとともに、合わせて教育相談センターにおいて不登校やいじめの相談を受け入れる体制を作っています。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２４年度に教育相談センターへ「教育なんでもテレホン」の移設に伴い、専門相談員の常駐と共に、既存の電話相談と一体となった相談体制を整え、さらに迅速な対応を図ります。

・教育相談センターの総合支援センター化に向けた取り組みの充実、相談・支援体制整備を進めます。

(13) いじめ問題への対応

（指導課）

いじめは許さないと言う強い姿勢で、様々な機関と連携・連絡を取りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。

具体的施策　いじめ・悩み相談ホットラインの設置、健全育成委員会、保護者等とのシンポジウム開催、子ども問題行動予防及び対応についてのガイドラインの改正、いじめに関するリーフレットの作成

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・いじめ解消率（Ｈ１８）６５％	・いじめ解消率 ９２．３％ ・リーフレットの作成	・いじめ解消率９５％以上 ・ガイドラインの改訂

【平成２７年度の取り組み状況】

・本市独自のいじめ実態調査（月例）を個票に改訂し、１度認定したいじめ案件については年度末まで追跡できるようにし、再発防止に努めるとともに該当児童・生徒の人権を守りぬくようにしました。

・本市独自のいじめ実態調査を実施し、学校や教育に対して、分析結果の情報提供を行うとともに、必要に応じて継続観察を行うシステムを確立しました。

・いじめ防止対策推進法に基づく清瀬市いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。

・命の教育フォーラムで市立中学校合同生徒会サミットを開催し、いじめ撲滅宣言が採択されました。

【今後の取り組みの方向性】

・引き続本市独自のいじめ調査（月例、個票）を実施しするとともに年３回のふれあい月間等を活用し、いじめアンケート等を実施し状況について把握しながらいじめの未然防止、早期発見、早期解決に取組み、いじめの解消を目指します。

・今後も、、外部機関や健全育成委員会等とも連携し、引き続きいじめ防止に向けた啓発を行っていきます。

・子ども問題行動予防及び対応についてのガイドラインを改訂し、いじめの認定精度を上げていきます。

(14) 不登校対策（派遣相談員制度）　（指導課）

不登校児童・生徒に教育相談員を派遣し、学校復帰を図ります。

具体的施策　不登校児童・生徒数の出現率の低下

開始年度　平成１９年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・不登校出現率（Ｈ１７） 小学校　０.３７％ 中学校　３.５７％	・不登校出現率（Ｈ２１） 小学校　０.２６％ 中学校　３.０３％	・不登校出現率 （不登校者数） 小学校０.２４％台 （９人以下） 中学校　２.７８％台 （５０人以下）

【平成２７年度の取り組み状況】

・平成年２７度の不登校出現率は、小学校０．５０％、中学校２．６９％であり、平成２６年度をピークにやや減少傾向にあります。

・小・中学校全校へスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて教育相談室相談員を派遣しています。

・スクールソーシャルワーカーによる巡回相談を行い、児童・生徒の置かれている環境への働きかけを行いました。

・小学校６校、中学校２校で、学校と家庭の連携推進事業に基づく家庭と子どもの支援員を配置し、登校しぶりや不登校の児童・生徒とその保護者に未然防止や改善に向けた支援を行いました。

・本市独自の長期欠席実態調査（月例）を改訂し個票にしました。この結果、該当児童・生徒のカルテとして位置付けるとともに、対応状況の記録や、今後の対応方針も明確にすることができ、学校が組織で取り組んだり外部との連携が取りやすくしたりしました。

【今後の取り組みの方向性】

・不登校の出現率は国や都においても増加傾向があり、文部科学省からは「不登校児童生徒への支援に関する中間報告（平成２７年８月）」、都教育委員会からは「不登校・中途退学対策検討委員会報告書（平成２８年２月）」が相次いで出されました。これらを受け、不登校実態調査における個票も不登校の初期段階と中・長期段階と分けて対応していく必要があります。

・引き続本市独自のいじめ調査（月例、個票）を実施しするとともに年間３回のふれあい月間に合わせて不登校児童・生徒への対応強化を図ります。また、関係機関連絡会を開催し、様々な機関と連携・協力をしながら不登校児童・生徒の対応に当たります。

・スクールカウンセラー連絡会の内容の充実を図り、スクールカウンセラーと関係機関との連携を図り、不登校への対応の充実を図ります。

・スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒が抱える環境への働きかけを行うことにより不登校の減少に努めます。

・学校と家庭の連携推進事業に基づく家庭と子供の支援員を配置していきます。

・教育相談センターの総合相談支援センター化に向けた取り組みの充実、体制整備を進めます。

(15) 教育相談の充実　（指導課）

増加している教育相談件数に対応できるよう相談体制を充実させます。

具体的施策　年間相談件数1800件程度に対応できる相談体制
精神科医・心理学専門家による助言体制（スーパーバイザー制度）

開始年度　平成１９年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・週５日の相談体制	・スーパーバイザー制度	・週６日相談体制 ・平日の相談時間の延長

【平成２７年度の取り組み状況】

・平成２３年度に確立した週５日（火曜日～土曜日）の相談体制、相談員の専門性の向上のためのスーパーバイザー制度を継続しました。

・来室、電話相談を合わせて１，０５３件（２，９８５回）の相談に対応しました。

【今後の取り組みの方向性】

・スーパーバイザー制度を活用し、専門的な見地からの助言体制の充実を図ります。

・教育相談センターの総合相談支援センター化に向けた取り組みの充実、相談・支援体制整備を進めます。

(16) 特別支援教育の推進　（指導課）

障害のある子や配慮を要する児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な支援体制を確立していきます。

具体的施策　特別支援教室の設置　関係機関との連携支援の為の人的配置　巡回相談実施

開始年度　平成１９年度

数値目標　特別支援教室の設置拡充

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・特別支援教室の設置 １校	・特別支援教室設置の拡充　７校	・特別支援教室の設置 全校

【平成２７年度の取り組み状況】

・特別支援学級設置(副)校長連絡・研修会、特別支援教育巡回指導員の配置、特別支援学級授業改善研修会等を通して、特別支援教育の充実に努めました。

・市内の公立小・中学校全校において特別支援教育コーディネーターを複数配置するとともに、特別支援教育コーディネーターの専門性に応じた研修のステージ制を進めました。

・各学校への特別支援教育巡回指導を通して特別支援教育の充実に努めました。

・介助員、学級経営補助員を配置し、特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援等を行いました。

・教育・保健・福祉等の連携を図る中で、障害のある児童の適切かつ円滑な就学を目的に、就学支援シート」の活用を図るとともに、早期発見と支援をめざし、就学時健康診断のあり方の検討・検証を行いました。

・全小学校に設置した清瀬市型の特別支援教室の充実を図りました。

・平成25年度に策定した「清瀬市特別支援教育推進計画(第二次実施計画)」の推進を図りました。

・「清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)」を策定しました。

【今後の取り組みの方向性】

・特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内における特別支援教育をさらに充実させます。このため特別支援教育コーディネーター研修会（ステージ制）を発展的解消させ、新たに特別支援教育コーディネーター連絡協議会を創設していく必要があります。
・就学支援シート、個別の教育支援計画、個別指導計画の在り方を明確に位置付け、適切な活用を実現することで特別支援教育を充実させます。このため、フォーマットの統一化を図る必要があります。
・清瀬市型の特別支援教室と東京都が導入を促進している特別支援教室（以下「東京都型特別支援教室」）と併存及び推進に関する研究をし、東京都型特別支援教室では巡回指導を実施します。
・固定学級の教育課程等を研究し、障害種別に応じた指導の在り方を明確にします。
・総合相談支援センター設置への検討を進めるとともに就学相談体制を見直し、より適切な就学を図ります。
・専門家チームを立ち上げ、学校支援をより充実させます。
・保護者・市民への啓発活動を推進し、特別支援教育に対する理解を深めさせるとともに、副籍の活性化を図ります。
・特別支援教育に関わる研修会の研修内容をより一層充実させ、教員の専門性の向上を図り一人一人のニーズに応じた支援を行っていきます。
・特別支援教育巡回指導員の各学校への巡回指導を通して特別支援教育の充実に努めます。

(17) 学校施設設備・環境の充実

（教育総務課）

教育環境の整備充実及び校舎と体育館の耐震化を進めます。

具体的施策　校舎及び体育館の耐震化と大規模改修工事

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・校舎の耐震化　２校 ・校舎の大規模改修　２校 ・体育館の耐震化及び大規模改修　８校	・校舎の耐震化　全校 ・校舎の大規模改修２校 ・体育館の耐震化　全校 ・扇風機整備　全普通教室	・校舎の大規模改修７校 ・エアコン整備　全普通教室

【平成２７年度の取り組み状況】

・老朽化した校舎の大規模改修を第二中学校南校舎で実施し、これまで７校の改修を行いました。また、学校は災害時の避難所と指定されており、第二中学校南校舎では、災害時の電力確保及び二酸化炭素の削減を目的に太陽光発電設備及び蓄電池を整備しました。

・東日本大震災で被害の大きかった屋内運動場の天井照明・バスケットゴール等の非構造部材の落下防止のため、平成２６年度に小学校４校・中学校３校、平成２７年度に小学校５校・中学校２校で非構造部材強化工事を実施しました。子供たちの安全を確保するとともに、避難所に指定されている学校の防災強化を図りました。

【今後の取り組みの方向性】

・各学校の実情を踏まえた改修を進めます。

・環境に配慮した太陽光発電をはじめとする省エネ、避難所としての防災機能の強化に着目した施設整備について研究を進めます。

(18) 学区域等の見直し

(教育総務課)

施設規模や児童・生徒数、学級数、通学距離を考慮し、良好な教育環境を維持する観点から学区域等の見直しを検討します。

具体的施策　隣接学区域との調整区域の設置
　　大規模開発による学区域の見直し

開始年度　平成20年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・隣接学区域との調整区域を設定。４校	・学区域の見直し実施

【平成２７年度の取り組み状況】

・平成２３年度に設置した検討委員会の報告書に基づいて、教育環境の平準化や教室不足の解消に向け、住民説明会及びパブリックコメントを行い、保護者の方や市民の方から寄せられたご意見を踏まえて教育委員会で審議を重ね、平成２５年度に通学区域を変更しました。下清戸１丁目・３丁目地域の一部区域の通学路について、道路拡幅及び防犯灯の設置をし通学路の安全対策を行いました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２６年度に道路拡幅及び防犯灯の設置をした下清戸１丁目・３丁目地域の一部区域の通学路に、さらなる通学路の安全対策を推進するため、下校時の交通巡視員の配置、防犯カメラの設置を行うとともに、通学区域の学校に進学することに関する説明会を行い、対象地域保護者の理解を求め、厳格化を推進していきます。

・緩和措置の終了に伴い新入生は、兄弟姉妹関係を除いて変更後の通学区域の学校に進学することを厳格化するため、小中学校への進学時にトラブルの出ないよう対象地域の保護者へは丁寧な説明により理解を求めていきます。

・兄姉のいる世帯が変更前の学校を継続的に長い期間選択した場合、地域からの孤立、地区活動等に支障が出ないよう早期に変更後の学校への進学を促します。

・中学校の学校選択制度については、通学区域の見直し後も継続しますが、通学区域見直しの実効性を確保する観点から、改めて検証を行います。

5　生涯学び社会に貢献する清瀬

（1）生涯学習情報の発信（社会教育事業の一覧地図）

(生涯学習スポーツ課)

市民の生涯学習を学ぶ場と情報の提供をするため、社会教育事業の活動を的確に把握し、

活用できるように情報収集と発信システムを再構築していきます。

具体的施策　ホームページの再構築　　情報誌の発行

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・ホームページの再構築 ・情報誌の発行　年１回	・ホームページの内容の更新　年間随時 ・情報誌の発行　年１回 ・公共施設予約情報管理システムの再構築、利用者端末機を公共施設に設置、インターネットと携帯電話からの施設空き情報と施設予約の利用	・ホームページの内容の更新と拡充　年間随時 ・公共施設予約情報間のシステムの再構築

【平成２７年度の取り組み状況】

・市民の生涯学習の場と情報を提供するため、市ホームページの再構築と情報誌「まなびすと」年1回７５０部発行しました。

・公共施設予約情報管理システムを活用させ、市内各施設に措置の利用者端末機及びインターネットと携帯電話・スマートフォンから施設空き情報や施設予約の利用をできるようにしました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２８年度以降も市民の生涯学習の場と情報を提供するため、市ホームページの再構築と情報誌「まなびすと」年１回発行します。

（2）清瀬市民アカデミー（シニア世代の貢献）　（生涯学習スポーツ課）

生涯学習を推進し、シニア世代の生きがいづくりと充実した生活を送るために生涯学習の機会を提供します。

具体的施策　シルバー健康体操教室　グランドゴルフ教室　ことぶき（シニア）大学
陶芸教室　パソコン講習会（初心者・中級者）
一般講座・教室　市民大学（市内三大学との連携事業を含む）出前講座

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・各種教室・講座の開催２３教室・講座	・各種教室・講座の振興と事業成果の検証	・各種教室・講座の振興と事業成果の発表 ・市民大学の開催 ・家庭教育に関する講座の開催

【平成２７年度の取り組み状況】

・ＩＴ講習１３０回、延べ参加者２，００５人（ＰＣ談話室、ＰＣ初心者講習、ワード初歩、エクセル初歩、ワード初級、エクセル初級、Windows7 の使い方、年賀状の作

成、インターネット講習）

・出前講座１９回、延べ参加者４４３人（５分野２６講座 「福祉関係講座、経済関係講座、環境関係講座、防災関係講座、税務関係講座、郷土歴史関係講座、生涯学習関係講座、税金関係講座、健康保険関係講座等」）

・市民講座等

①高齢者（「シニアカレッジ前期」数奇の極み『名物裂』4回、延べ参加者130人。歌声喫茶4回、延べ参加者449人。マジックコミュニケーション3回、延べ参加者119人。ボイストレーニング4回、延べ参加者240人。パステル画4回、延べ参加者87人。日本画の歴史4回、延べ参加者139人。
「シニアカレッジ後期」真田幸村とはどんな人だったか3回、延べ参加者151人。歌声喫茶4回、延べ参加者528人。おりがみ4回、延べ参加者108人。人生の整理を考える2回、延べ参加者84人。落語講座4回、延べ参加者76人。家系図作成講座4回、延べ参加者121人。
シニアヨガ「春」5回、延べ参加者148人。「夏」5回、延べ参加者168人。「秋」5回、延べ参加者153人。「冬」5回、延べ参加者160人。）

②その他（日本語学習支援ボランティア養成講座前期・後期15回、延べ参加者398人。世界遺産講座4回、延べ参加者69人。美しくウォーキング2回、延べ参加者26人。初心者陶芸教室火曜日・金曜日49回、延べ参加者259人。初めての俳句教室12回、91人。）

・大会等

第７回清瀬市石田波郷俳句大会　応募状況

①ジュニアの部	小学校の部	市内公立小学校	3,670句
		その他	827句
	中学校の部	市内公立中学校	2,253句
		その他	358句
②一般の部			2,150句
②新人賞の部			1,660句
		総計	1,0918句

【今後の取り組みの方向性】

・市民の生涯学習推進、シニア世代の生きがいづくりと充実した生活を送るために生涯学習の機会を提供します。各世代を対象とした講座などを企画・立案し、実施します。

（3）清瀬人材バンクの創設　（生涯学習スポーツ課）

市民や各団体が持っている特技や能力を人材バンクに登録し、学校教育や生涯学習を推進するために活用します。（更新制度）

具体的施策　ジャンル別による登録制度導入

① 家庭生活（食生活、健康、生活経済、生活文化他）
② 教養（言語、人文社会、自然科学、文学他）
③ スポーツ（ダンス、健康スポーツ、武道、野外スポーツ、レクリエーション、球技他）
④ 社会生活（環境衛生、コミュニティ、社会福祉、地方自治、社会経済、教育、情報他）
⑤ 芸術文化（絵画、彫刻、版画、工芸、書道、音楽、文芸、茶華道、手芸、園芸他）

人材バンク活用講座、学校支援ボランティアへの活用

開始年度　平成20年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・登録制度の導入 登録制　３年 更　新　随時 ・活用講座の開催　随時 （継続）	・登録制度の拡充 登録制　３年 更　新　随時 ・活用講座の開催　随時 （継続）

【平成２７年度の取り組み状況】

・ 人材バンク登録者　２２人　５分野　２２項目

【今後の取り組みの方向性】

・ 「清瀬人材バンク・手と手」を教育、芸術、文化、スポーツ・レクリエーション等の５分野３４項目の講師登録者の募集、講師派遣依頼の受付を随時行っていきます。
・ 指導者、講師等を探している市民への情報提供と生涯学習活動の手伝いをしていただいた市民に、講師となって指導を行っていただくなど登録者の増も含め人材活用に努めていきます。また、小中学校に対する学校支援ボランティアの活用についても努めていきます。

（4）生涯スポーツの推進

（生涯学習スポーツ課）

生涯スポーツを通して広く市民の間にスポーツを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図り、併せてスポーツの振興の発展に寄与することに努めます。

具体的施策　スポーツ振興計画の策定・実施計画・事業の推進　第６８回国民体育大会の競技の開催　国民体育大会実行委員会の設置　競技開催会場の整備　東京都市町村総合体育大会の開催及び実行委員会の設置

開始年度　平成22年度

数値目標の調整

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・国民体育大会実行委員会の設置に向けた準備計画の策定と設立準備 ・競技開催会場の整備のための設計	・国民体育大会実行委員会の開催 ・国民体育大会実行委員会専門委員会の開催 ・競技開催会場の整備 ・国民体育大会リハーサル大会の開催 ・スポーツ振興計画の策定 ・スポーツ振興計画による実施計画 ・スポーツ振興計画による事業の推進

【平成２７年度の取り組み状況】

・多摩・島しょスポーツ振興事業等による日テレベレーザ公開練習及び選手によるサッ

カー教室を実施　　参加者数 189 名

【今後の取り組みの方向性】

・スポーツ振興指針の策定と実施計画による事業の推進

・多摩・島しょスポーツ振興事業「日テレ・ベレーザとスフィーダ世田谷ＦＣによる親善試合及びサッカー教室の実施」

・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、障害者スポーツやニュースポーツの普及に取り組んでいきたい。

（5）ブックスタート事業の推進　（図書館）

赤ちゃんの時の本との出合い、親子で読む絵本の楽しさ、語りかけの大切さを伝えます。

具体的施策　ブックリストの配布　絵本の読み聞かせ　講演会の実施

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・絵本を通じての親子のふれあい（継続）	ブックリストの配布 500～600 冊 ・絵本の読み聞かせ 36 回 ・講演会　平成 20 年度以降は 0 回 ・読み聞かせボランティアの育成と支援　ボランティア登録者　17 名 ・読み聞かせボランティア養成講座開催　0 回	・ブックリストの配布 700 冊 ・絵本の読み聞かせ 48 回 ・読み聞かせボランティアの育成と支援　ボランティア登録者　20 名 ・読み聞かせボランティア養成講座　平成 27 年度に 3 回

【平成２７年度の取り組み状況】

・健康センターで行われる１歳６か月児健診を受診する親子へ、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ・手遊びを実施し、併せてブックリストを配布しました。
１２回　５５０冊

・「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」を、清瀬けやきホール、野塩地域市民センター、竹丘地域市民センター、ころぽっくるの各「つどいの広場」４会場で実施しました。　４会場　６０回　１，０８２名

・早い時期から親子で絵本にふれあうことを目的に配布している、乳幼児向けブックリスト「だっこしてよんで」の改訂版を作成しました。　３，５００部

・毎月定期的に勉強会を兼ねた定例会を開催し、読み聞かせボランティアのスキルアップを図りました。　８回

【今後の取り組みの方向性】

・１歳６ヶ月児健診時に実施している、乳幼児向けブックリストの配布は、図書館の利用促進を図るために今後も継続していきます。

・ブックリスト「だっこしてよんで」について定期的に改訂版を作成し、常に魅力ある絵本を紹介しいきます。

・読み聞かせボランティアについては、ブックスタート事業への理解を深めることに努

め、積極的な事業への参加を募り、スキルアップの支援を図ります。
・平成２８年４月から、新規の事業として３・４か月児健診時に来られた親子に、絵本１冊と専用のバッグを配布します。　年間６２０人に配布予定

（6）学校支援の推進　（図書館）

公立図書館と学校図書館との連携を深め、学習活動の支援に努めます。また、子どもの読書活動の推進を図ります。

具体的施策　学校を訪問してのブックトーク事業　団体貸し出し・施設見学、職場体験の受け入れ
開始年度　平成20年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・学校との連携・支援（継続）	・学校訪問　6～8校 ・団体貸出　5,000冊 ・施設見学　150名 ・職場体験　15名	・学校訪問　9校 ・団体貸出　7,500冊 ・施設見学　300名 ・職場体験　15名

【平成２７年度の取り組み状況】

希望のあった市内の公立小学校２年生を訪問し、図書館を紹介する紙芝居、ブックトーク等を実施し、読書活動の推進、図書館の利用拡大に努めてきました。
８校１７クラス

・市内各図書館から最寄の公立学校のクラス単位に、１回１００冊以内の団体貸出を実施し、学校図書館の本だけでは満足できない子どもたちの読書意欲に応えました。
２，７５１冊

・図書館の利用促進を目的に、学年毎に来館した児童に図書館の利用方法の説明、館内の案内、絵本の読み聞かせ、ブックトーク等を実施しました。　２２３名

・図書館を利用するだけでは理解しにくい実際の業務を体験することで、今まで以上に図書館が身近に感じられるように、学校からの職場体験要請に積極的に協力しました。
１８名

【今後の取り組みの方向性】

・市内の公立小学校への周知を徹底し、連絡を密に取りながら学校訪問によるブックトーク等の全校実施を目指します。
・学校訪問用図書館紹介紙芝居の改訂を図ります。また、本の紹介やブックトーク等の実施により、子どもたちが本に興味を持つように努めます。
・団体貸出用の資料は一般の利用者と共用のため、１館に団体貸出が集中することがないよう、児童書を所蔵する５館で効率良く利用の拡大を図ります。
・施設見学については、館内整理日や開館時間前の時間を利用し、質疑応答や機器使用体験等を追加する等、見学内容の充実を図り、図書館への興味を促します。
・学校図書館運営支援員と、情報を共有できるようにします。

（7）障害者サービスの推進　（図書館）

「誰もが利用できる図書館を」の考え方から、心身の障害等のため図書館の利用に支障が

ある方へ、サービスを提供します。

具体的施策　対面朗読　録音図書作成　宅配サービス

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・誰もが利用できる図書館（継続）	・対面朗読　11回 ・DAISY録音図書作成　12タイトル ・宅配サービス　25回 ・プライベート録音図書作成　12タイトル　12点 ・郵送貸出し　1,450点 ・朗読（音訳）ボランティアの育成と支援　登録ボランティア　18人	・対面朗読　50回 ・DAISY図書作成　20タイトル ・宅配サービス　40回 ・プライベート録音図書作成　12タイトル12点 ・郵送貸出し　1,550点 ・朗読（音訳）ボランティアの育成と支援　登録ボランティア　30人

【平成２７年度の取り組み状況】

・元町こども図書館・市内公共施設において、対面朗読を実施しました。　２５回

・朗読（音訳）ボランティアにより、DAISY録音図書を作成しました。　５タイトル

・朗読（音訳）ボランティアにより、利用者の要望に応え、プライベート録音図書を作成しました。　６タイトル　１７本

・心身の障害等により来館が困難な方へ資料を自宅・施設等へ届ける宅配サービスを実施しました。　２６回　２２７点

・利用者のリクエストに応えて所蔵している資料の他、市内の図書館で未所蔵の資料についても、他の自治体の図書館から借用し、貸出を行いました。

来館貸出　２，４０６点
宅配貸出　２２７点
郵送貸出　９２８点

・ボランティアの育成に関しては、個々のスキルアップを図るため中級音訳朗読者講習会を実施したほか、毎月、定例会・勉強会を開催しました。

音訳者養成講習会（中級）　全５回　参加者数　１２名
定例会・勉強会　１８回
ボランティア登録者　１７名

・市内の視覚障害者団体に、DAISYによる利用案内を作製し配布しました。

２団体　各１５部

【今後の取り組みの方向性】

・ホームページへの掲載等、市民の方へサービスの周知を図ります。

・清瀬駅から近く交通の利便性が良い清瀬けやきホール内の、元町こども図書館に設置した朗読録音室を拠点とし、対面朗読の一層の充実を図ります。

・DAISY 図書作成については、利用者の要望を考慮しながら地域資料関係を中心に、資料の充実を図ります。

・朗読（音訳）ボランティアに関しては、ボランティア個々のスキルに合わせた、効率的な運営を目指します。また今後も定例会や勉強会を継続的に実施し、情報の共有化による質の向上とスキルアップを目指します。

・障害児へのサービスとして、都立特別支援学校での読み聞かせを実施します。
・図書館ＨＰのハンディキャップサービス用資料の目録を適宜更新し、最新の情報をお知らせするようにします。

平成28年度　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成27年度分)説明会を終えて

庭野　正和（武蔵野大学大学院教育学研究科、同教育学部教授）

昨年度に引き続き、平成28年7月1日、国立教育政策研究所の橋本昭彦先生とともに点検及び評価に当たった。昨年度の説明会は、私たちが初めて携わることもあって、事務局の説明にも多くの時間を費やしたが、今回は最初から「質問に対する回答」という形で進められたので、効率よく、また的確に点検を終えることができた。

また、現在「第２次清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定中であり、これが平成29年度から実施されることを受け、現行マスタープランが１年間延長されたことも理解できた。

以下、「目標達成のための５つの方針」について所見を記す。

1　地域と共に子どもを育む清瀬

コミュニティはぐくみ円卓会議は7小学校区と増加し、学校サポートチームも14校に設置され、学校運営連絡協議会と共に開催して、時間的・人的な効率化を図っている。その一方で、様々な会議での人選が限られた方々に集中してしまう傾向が強いことが課題である。学校と地域社会を結ぶ人材は特定の人物に絞られることはやむを得ないが、経歴も年齢も多様になるように努力することが求められる。

子ども達の安心・安全を保障する施策も、下校時の見守りボランティアや２か所に設置した防犯カメラ等により、事故の未然防止に努めている。

2　基本的な生活習慣を育む清瀬

健康教育、小中学校での食育、学校給食の充実では、早寝・早起き・朝ごはんに関連して食に対しての意識啓発に努めている。「かんたん!おすすめレシピ集」は他の自治体でも好評であるように、市民の関心が高いものと思われる。続編を提供して、継続性のある啓発に努めることが重要である。

大人の規範像については、「小さなお節介、一声かけよう運動」を掲げて実践しているところであるが、一部の市民に限られているという印象である。市民挙げての取り組みとなるよう更なる工夫が求められる。

3　美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

郷土学習(生活体験)の推進、市民文化の向上は、住民パワーを存分に活かせる事業である。「色鉛筆画教室」を開催して評判がとても良かったという報告を聞き、まだ眠っている市民の能力は存在するものと推定される。発掘する努力が必要である。

昔のくらし体験学習では、「五目ごはん・雑木林の自然観察」が申込者なしとのことで中止になったことは淋しい。「昔のくらし→昔からのくらし」として、ただ単に過去のノスタルジーに浸るだけでなく、現在の生活にもその知恵は生かされ引き継がれているのだという意識付けをすることも大切である。

郷土学習は、開館して 30 年の郷土博物館が中心となって他課と連携して実施しいく事業である。「清瀬の年中行事と方言」は音声化しての保存が大切である。また、清瀬市の編纂は例えばマンガ化して広く市民の目を引き易い形態の工夫が必要である。

4　学校が自信をもち信頼される清瀬

学力向上アクションプランでは、民間の塾講師を派遣して放課後補充教室を実施し成果を挙げたことは評価できる。子どもは学ぶ機会があれば貪欲になれるものであると考える。どの子も等しく学ぶ機会に出会えるよう工夫することは継続していかなければならない。学力調査の平均達成率を向上させる取り組みは更に努力が求められる。学力が現時点では低中位の子どもの伸びが全体へ大きく影響することも視野に入れた施策が欠かせない。

清瀬教師塾は、教師の授業力向上を目指す事業である。次の学習指導要領の改訂にアクティブラーニングが取り上げられていることを受け、あらゆる研修会で実践力を培うことが求められる。

体力向上の推進は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックと関連させて関心・意欲を高めさせ実践させる工夫がポイントとなる。

小中連携、保幼小連携、いじめ問題、不登校対策については、「チーム学校」としての意思が貫いている教員集団を育てることが急務である。教員一人一人が達成感を味わうことができる学校経営体制づくりを推進していただきたい。

5　生涯学び社会に貢献する清瀬

清瀬市民アカデミー、清瀬人材バンクは相互に連携して、学校や地域社会の人たちに貢献する意思が大切であり、やり手にとっての達成感と受け手にとっての満足感が共に高いことを目標としたい。人材バンク登録は、登録者が活用されて初めて成果があったといえるものなので、周知を徹底することが大切である。

図書館事業としてのブックスタート、学校支援、障がい者サービスは、何といってもボランティア育成の在り方がその成否を握ることになるので、継続して取り組めるあり方を研究することが求められる。

以上の通り、5 つの柱・42 の具体的事業で平成 27 年度清瀬市教育委員会の実際の事業は進められた。平成 28 年度は新しいマスタープランの策定に向けて、更なる効果が上がる取り組みに期待し報告とする。

事務事業の点検・評価の結果とその活用の在り方について

橋本　昭彦（国立教育政策研究所総括研究官）

１　地域と共に子どもを育む清瀬

○地域ぐるみで子供をはぐくむための種々の会議を作り、人が出会いつながるための工夫をされ、子供たちの健全育成や安全確保などに多大の努力をされていることに敬服する。縦割りの所管ごとに会議や組織が作られるので、関連する組織の活動状況については日頃の情報流通や関係委員やボランティアなどの交流がなされることが必要であろう。合同研修のような機会があっても良いだろう。他方で、それぞれの委員やボランティアの「なり手」の新規開拓が常に必要とされるので、学校等の教育の現場に大人が関わる機会が増えて、当事者意識をもった大人がたくさん育つことが望ましい。ボランティア的な気持ちの自然な盛り上がりが重要であるが、他方で行政側の「投入（努力)」の実績だけではなく、「成果」（地域の大人の数的・質的変容）の目標値や実績値も見てみたい。

２　基本的な生活習慣を育む清瀬

○子育て、健康教育、体験活動、給食・食育など、個々の取組みが手広く展開されていることは本市の教育の特に優れた点であろう。ここで、こうした施策を「基本的な生活習慣を育む清瀬」のキャッチフレーズでくくることの意味が、より一層注目されるべきであろう。このくくりで最も注目されるのは「社会の基本的ルールの形成」「大人の模範像の提示」という項目であるが、この項が核となって、子育て、健康教育、体験活動、給食・食育などの施策はまとまりを持つことができる。一見、縦割りの行政組織で実施されているかのようにみえる「子育て講座」「朝ごはん」「ノー・ゲームデー」「いじめ防止」「職業体験」「食生活実態調査」などの取り組みは、どれも具体的な生活モデル・手順・ルールなどを提示するものだと言える。

○こうした優れた取り組みのもとで示される「基本的な生活習慣」のパーツは、教育の現場でどのような人たちのどのような工夫によってどのように組み合わされるのか。そして、いかに効果的に地域・家庭・子どもたちの生活習慣を改善するのか。「取り組み」から「成果」に至るまでのプロセスを見守り、適切な「指標」を掲げて評価をする役割を、青少協や健全育成委員会などが有機的に分担しあいながら担うべきである。諸会議の役割や動きを、市の教育政策にそってデザインすることができれば、全国的なモデルとなる素晴らしい地方教育経営となるであろう。

○手始めとして、昨年度の本書面にも書いた＜諸会議における「結果」とは何

か、というイメージづくりから、ボトムアップな方向で進めてはどうか＞という提案への応答が欲しい。また、想定される成果（子供や保護者などの変容）を測るための指標を開発すべきであろう。「基本的な生活習慣」とは、何がどのくらいできるようになることか、現状ではみえにくい。

３　美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

○郷土博物館や郷土の文化財担当によるデータの蓄積と、市民によるその活用は、昨年にも増して増進されているようである。清瀬の豊かな自然や独特の文化的価値を市民のみならず市外の人たちが発見し、利用し、発信することが、より一層容易になるように、庁内の連携によって工夫をこらして頂きたい。

○上のことに関し、今年度は博物館展示室の大幅な模様替えがあり市域での生活を年表によってたどれるようになったほか、市指定文化財「旧森田家」における邦楽コンサートの開催、色鉛筆画の講座の実施など、新たな取り組みに魅力的なものが目立つ。「清瀬の学芸員」の仕組み作りにも着手したといい、市民の文化意識や芸術性の向上をはかる取り組みが一層の充実をみた。今後は、こうした取り組みに評価の光を当てるように、担当者の間に良い意味での評価意識を育てて欲しい。良い意味での評価意識とは、こうした優れた取り組みが、必ずや市民の成長や生活の中の好ましい変化などの「成果」につながっていると考えて、成果が挙がったことをデータや事実で示すことである（例：文化財に触れたことによって優れたレポートや作文の生成をみた、色エンピツ講座で習得したデッサンの技能が学校の壁新聞づくりに活用された、など)。そうした地味ながらも一層明確な説明責任を果たすことによって、教育施策の効果を証明するとともに、取り組みを成果につなげる道筋を明らかにすることができよう。

○郷土博物館における資料のデータ化の取り組みが昨年度よりも更に進み、資料目録や資料そのものの公開も準備されている。市外の人も含めた多くの人が清瀬の文化資源を活用し、清瀬の文化や伝統について発信するための有益な投資といえるので、投資効果についても適切な指標をみつけて評価が行われ、さらなる予算確保がなされることを望みたい。

４　学校が自信をもち信頼される清瀬

○学力向上のための取組では、市独自の学力・学習状況調査の実施方法に新たな工夫が加えられて、「標準問題」ではなくこれまでに明らかになっている当市の児童生徒の課題に特化した形の調査に変更したことや、全ての学校を対象として「特色ある学校づくり」を推進するための事業費の確保など、新たに努力していることが高く評価できる。こうした工夫については、市の公式ウェブサイトで市民が承知できるように、広報を強化して頂きたい。

○その他の諸施策も適切に計画され、実施のプロセスや取り組みの目標値などが定められて、着実な実施状況がうかがわれる。行政や教職員による取り組みの状況がよく見える一方で、取り組みによって児童生徒がどのように良く変わったか、保護者や地域の大人がどのように良く変わったかを見るためのデータや材料がほとんど提示されていないのは、取り組み状況が良好なだけに殊のほか残念である（昨年度も控えめに指摘したが、応答は見られない)。
○教育の取り組みが、どのような成果を挙げたかということを、学力テストだけではない、多様なデータや指標（モノサシ）によって保護者・市民に向けて説明することが求められている。状況によっては、成果の評価をするための予算の確保が必要ではないか。また、成果の評価がなされやすいように、教育計画（＝マスタープランの実施計画なども含めて）や教育目標を立てる時点で、「成果の評価は、どのように行うか」「どのような知識や技能が身につけば目標達成とみなすか」といった視点を盛り込むことが不可欠であろう。
○このたびは、学校での教育成果について教委事務局に質問する形で指導主事らの所見を聞き出したが､全体的には子どもたちの様子を観察すると学力が「上がりベクトル」を示しているとのことであり､保護者によるアンケートも８０％以上の肯定がみられ､学校運営連絡協議会での意見もプラス評価が多いという。さらに伸ばす余地があるということで、引き続き多様な大人の目によって、温かくも率直な評価を取り入れてほしい。

５　生涯学び社会に貢献する清瀬

○生涯学習分野においても、各種の取り組みが拡充されていることが高く評価できる。少ない職員で､数多くの事業や行事の運営に力を尽くしている。特に、市民アカデミーの講座数、人材バンク、スポーツ大会、ブックスタート事業などの充実がみられ、学校支援や障害者サービスの増進も好ましい。生涯学習分野においては、利用者数・利用件数などが成果指標として示され、市民の中に良い変容を引き起こすことが増えていることが察せられる。ここでも、さらに一歩踏み込んで、学習者の作品や日常生活ぶりにどのような好ましい影響があったのかという「質的な分析」もあれば、より積極的に取り組みを評価できることになる（例えば、石田波郷俳句大会への小中学生の応募数の増加が、学校における表現活動の数的・内容的な向上につながったとか、人材バンク指導者による指導を受けた体験が好ましい変容をもたらしたとか、ブックスタート事業の幼児層への浸透が小学校の新入児童の読書力･国語力に影響しているとか)。
○市民アカデミーの受講者と人材バンク登録者の関係については、別の事業なので必ずしも「リンクは図られていない」とのことであった。シニア層による市民貢献の促進について「生涯参加」による「学びの循環」の方針を打ち出していることもあるので、縦割りの所管を超えて、市内にどのような能力をつけ

たどのような人材が居るのかを俯瞰してみることをして頂きたい。学ぶ側に居た人が、機会を与えられ、背中を押されて教える側に回る。そのようなきっかけ作りを考えるところまでを各課の仕事だと､考える構えを一層強めて欲しい。

おわりに：　「マスタープラン実施計画」との関わりについて

本来、目標は行政側の「取り組み」よりも学習者側の変容（｢成果｣）に重きをおくべきだという所見を昨年度は示したが、それに対する応答は、今年度の点検・評価の活動の中にはほとんど見られなかった。｢実施計画」自体も、新たな段階に入るようであるが、実施計画としても、成果に基づく目標の掲げ方をしないと、計画の評価が困難になる。この点、市教委内における「評価」の考え方自体も、内部で御議論頂きたい案件である。

清瀬市教委の施策に好ましいものが多く、取り組みの量も質も、方向性も優良と思われるだけに、目標の立て方と評価の行われ方を改良することで、施策プロセスが一層見えやすくなり、評価結果がより活かしやすいものとなるであろう。

＜資料1＞

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、清瀬市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

(1) 点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

(2) 評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第3条　点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

（点検及び評価の実施）

第4条　委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2　委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3　委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4　委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

（学識経験者等の知見の活用）

第5条　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

（委任）

第6条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附　則（平成 27 年 10 月 16 日教委訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成 28 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第２条第１項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、この規則による改正前の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。

＜資料 2＞　　清瀬市教育総合計画マスタープラン（後期実施計画）　概要版

活き活きと学び合う清瀬

～当たり前のことを当たり前にできる教育～

１　マスタープランの見直しの趣旨

清瀬市教育委員会では、「当たり前のことを当たり前にできる教育」をスローガンに平成１８年３月に平成１８年度から平成２７年度までの１０年間の教育指針である「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定いたしました。

そして、１０年間を前期（平成１８年度から平成２２年度）と後期（平成２３年度から平成２７年度）に分け、平成２２年度を調整年度とし後期５年間の計画の見直しを行うことといたしました。

この計画が平成２２年度の中間年度を迎え、これまでの重点事業の達成状況等を検証するとともに、第３次清瀬市長期総合計画の後期基本計画（平成２１年度から平成２７年度）に沿った、より効果的な施策、事業を展開することを目的に見直しを行うこととしました。

２　マスタープランの性格

このマスタープランは、学校教育と生涯教育が共に補完、協力しあうものとの認識に立ち、改めて教育を振り返り、現状や課題を見つめ直しました。

そして、市政の基本方針として掲げている「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」の視点に立って、清瀬の教育を市民の皆様とともに考え、共に歩んでいく行動指針とするものです。

そのため、マスタープランの期間における市教育委員会としての具体的な事業を記載するとともに、その目標も併せて記載いたしました。市民の皆様のご協力やご意見等をいただきながら取り組んでいきます。

３　見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての基本的な考え方は、基本方針達成のために展開する５つの柱の各重点事業の平成２２年度までの目標達成状況を検証し、平成２７年度までの５年間の目標を見直すとともに、平成１８年度から平成２２年度までの間に新たな教育課題に対応するために立ち上げた新規事業を重点事業に追加し、また、重点事業をより一層の明確化、効率化を図るための統廃合を行うこととしました。

４　基本方針

○ 活き活きとした学び合いができる教育環境を実現します。
○ 当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底します。

１０年後の清瀬の教育の姿を「活き活きと学び合う清瀬」を基本理念として、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底していきます。

「活き活き」とは、自己満足のレベルに留まらず個々に身に付けているものを互いに学び合いながら、活力のある活発な活動を展開する姿であります。

また、今までの教育が培ってきた「勤勉さ」「正義感」「生活習慣」「規範意識」等への価値の軽視が、さまざまな教育課題となっていることから、当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底させていきます。

５　目標達成のための５つの柱

活き活きと学び合う清瀬の教育を実現するために「５つの柱」で取り組みます。

（1）地域と共に子どもを育む清瀬

○ だれもが参画し学び合える地域社会を進めていきます。
○ 地域が子どもを育てる取組を充実・発展させていきます。

重点事業と具体的施策　　※　A：平成 22 年度までの到達状況　　B：平成 27 年度までの目標

① 地域とのつながりを作るコミュニティ会議（A：会議設置２小学校区　B：同７小学校区）
② 学校サポート組織の充実（A：学校サポートチームの設置５校　B：同１４校）
③ 広報メディアの拡大（A：ホームページによる情報発信　B：ホームページ内容の更新・拡充）
④ 児童・生徒の安全の推進（A：安全対策の拡充　B：安全対策の拡充）
⑤ 青少年の健全育成（スポーツ）（A：スポーツ事業成果の検証　B：スポーツ事業成果の検証）
⑥ 青少年の健全育成（A：放課後子ども教室小学校８校区　B：放課後子ども教室小学校９校区）

（2）基本的な生活習慣を育む清瀬

○ 人として当たり前にできる生活習慣を徹底していきます。
○ 健康教育・食育等を一層充実させていきます。

重点事業と具体的施策　　※　A：平成 22 年度までの到達状況　　B：平成 27 年度までの目標

① 子育てサポート（A：子育て支援講座の開催、ハンドブック発行　B：事業成果の検証、ハンドブック発行）
② 健康教育推進運動（A：啓発活動の実施　B：健康教育推進週間設定）
③ 青少年の体験活動の推進（A：健全育成発表会の推進　B：健全育成発表会の推進）
④ 社会の基本的ルールの形成（A：地区委員会の開催　B：地区委員会の開催）
⑤ 小・中学校における食育の推進（A：食育指導全体計画作成　B：食育の推進・拡充）
⑥ 学校給食設備･備品等の充実（A：設備･備品の更新整備、ドライ運用の推進　B：更新整備・ドライ運用の推進）

（3）美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

○ 清瀬の自然や文化を誇る市民を育成します。
○ 学校教育から生涯学習までの取組を統合化していきます。

重点事業と具体的施策　　※　A：平成 22 年度までの到達状況　　B：平成 27 年度までの目標

① 郷土学習の推進（生活体験）（A：自然観察会の実施　B：ガイドブック作成、観察会等の拡大）
② 郷土学習の推進（文化財・芸能）（A：出前講座の実施　B：市史編さん委員会の設置及び編集）
③ 文化財保護の推進（A：資料のデータ化　B：資料データ化・資料公開と推進）
④ 市民文化の意識向上（A：企画展・市内作家展の実施　B：企画展、鑑賞会等の充実）
⑤ 学校緑化の推進（A：壁面緑化８校、校庭芝生化３校　B：壁面緑化１４校、校庭芝生化８校）

（4）学校が自信を持ち信頼される清瀬

○ 子どもに「確かな学力」「豊かな人間関係」等が身につくよう鍛えます。
○ 保護者・地域に信頼される学校をつくります。

重点事業と具体的施策　※ A：平成22年度までの到達状況　B：平成27年度までの目標

① 学力向上アクションプラン（A：平均達成率70%　B：平均達成率75%、学力向上推進校充実）
② 清瀬教師塾（教員研修事業）（A：教員の参加者1,055人　B：教員の参加者1,350人）
③ 教育課題研究指定校（A：研究校指定14校　B：特色化に伴う指定校制度の確立）
④ 外国語（英語）教育の推進（A：英語指導員配置小学校5・6年 年間30時間、中学校 年間13時間　B：　同小学校 年間35時間、中学校 年間20時間）
⑤ 読書活動の推進（A：推進校4校、読書活動推進計画策定　B：学校間相互利用システム構築）
⑥ 体力向上の推進（A：体力向上推進委員会設置、小学校連合運動会実施　B：体力向上計画作成、連合運動会継続）
⑦ 命を大切にする心の教育の推進（A：指導の在り方検討委員会設置、心の教育の年間指導計画作成　B：心の教育の年間指導計画の改定）
⑧ 特色ある学校づくりの推進（A：全小学校に環境博物館設置　B：環境教育、読書活動、スポーツ教育等特色ある学校教育の推進）
⑨ キャリア教育の推進（A：職場体験学習 全中学校３日間　B：同５日間、市独自のキャリア教育プログラム作成）
⑩ 小中連携校（A：連携校１０校　B：連携校２０校）
⑪ 保幼小連携（A：合同研修・連絡協議会　B：合同研修会の実施、小学校区別連絡会の実施）
⑫ 教育なんでもテレホン（A：なんでもテレホンの設置　B：常駐専門相談員による相談体制）
⑬ いじめ問題への対応（A：いじめ解消率９２．３%、リーフレット作成　B：同９５%以上、ガイドラインの改定）
⑭ 不登校対策（派遣相談員）（A：出現率　小0.26%　中3.03%　B：同 小0.24%台　中2.78%台）
⑮ 教育相談の充実（A：スーパーバイザー制度　B：週６日相談体制、平日相談時間の延長）
⑯ 特別支援教育の推進（A：特別支援教室設置　７校　B：同　全校）
⑰ 学校施設設備・環境の充実（A：校舎耐震化　全校　B：校舎大規模改修７校、エアコン整備）
⑱ 学区域等の見直し（A：隣接学区域との調整区域の設定　４校　B：学区域の見直し実施）

（5）生涯学び社会に貢献する清瀬

○ 互いに学び合える環境づくりをより一層進めていきます。
○ 社会貢献へのしくみづくりを確立します。

重点事業と具体的施策　※ A：平成22年度までの到達状況　B：平成27年度までの目標

① 生涯学習情報の発信（A：ホームページの更新、情報誌発行　B：ホームページ拡充、情報誌発行）
② 清瀬市民アカデミー（シニア世代の貢献）（A：各種教室・講座の振興と事業成果の検証　B：同事業成果の発表、市民大学・家庭教育講座の開催）
③ 清瀬人材バンクの創設（A：登録制度の導入、活用講座の開催　B：登録制度の拡充）
④ 生涯スポーツの推進（A：国民体育大会実行委員会準備計画の策定、　B：国民体育大会実行委員会の開催、競技開催会場の整備、スポーツ振興計画の策定）
⑤ ブックスタート事業の推進（A：ブックリスト配布500冊、絵本読みきかせ36回　B：同700冊、48回）
⑥ 学校支援の推進（A：訪問6校、団体貸出5,000冊、施設見学150名　B：同9校、7,500冊、

300 名）

⑦　障害者サービスの推進（A：対面朗読 11 回、宅配サービス 25 回　B：同 50 回、同 40 回）

６　推進体制

「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、今後５年間（平成２７年度まで）における教育を集中的・計画的に実施していくために、次の推進体制により目標の実現を図っていきます

■　教育目標の見直し

マスタープランの実現状況に応じて教育目標を毎年見直し、重点事業と実現状況の整合性を図ります。

■　年度目標の設定・評価

計画の推進に当たっては、毎年度教育委員会において、年度目標の確認（５月）、進行状況の把握と修正（１０月）、年度の目標到達の評価（２月）を行います。

■　点検評価制度の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」により清瀬市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものです。施策の取り組み状況及び今後の取り組みの方向性を明らかにし到達目標に向かって効果的な教育行政を進めていきます。

■　外部評価の活用

教育委員会だよりや教育委員会ホームページ等により、マスタープランの進行状況をお知らせするとともに、市民から意見や要望がいただけるようにしていきます。

マ ス タ ー プ ラ ン 推 進 体 制

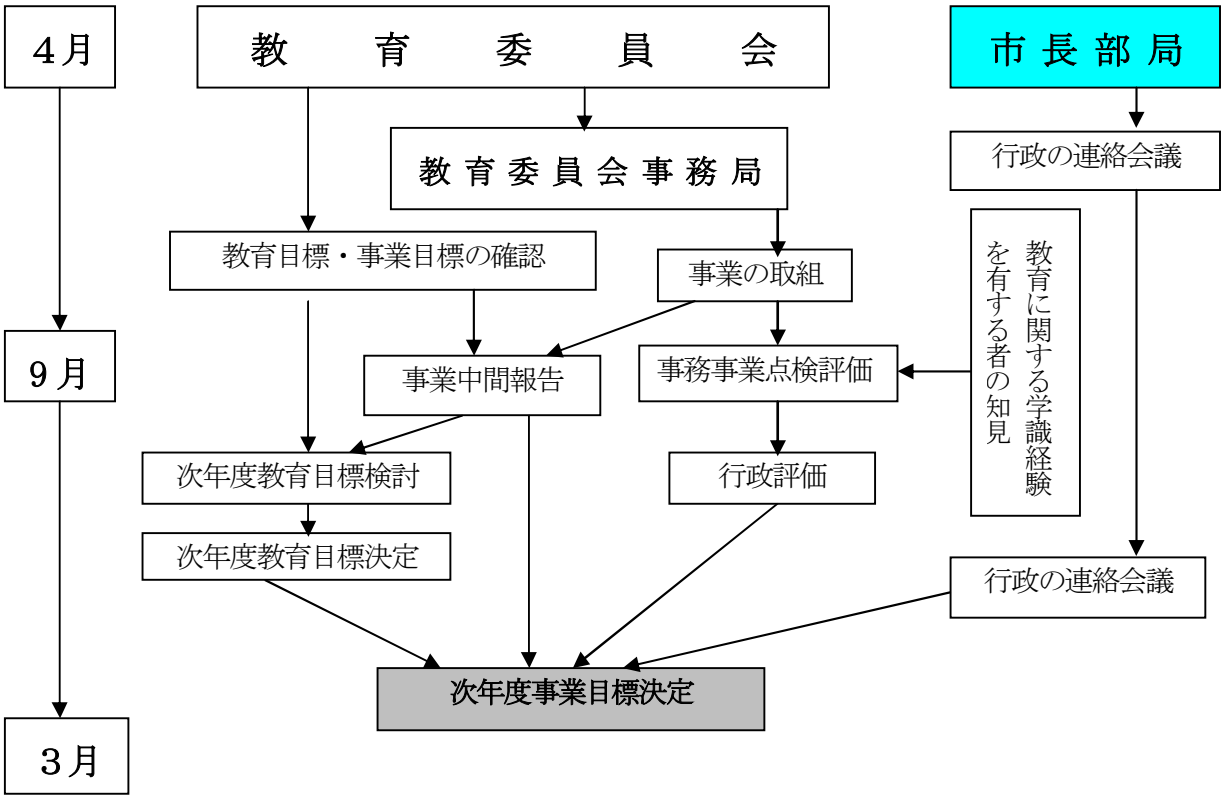

平成２８年度　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成２７年度分）報告書

平成２８年８月発行
発 行　清　瀬　市　教　育　委　員　会
〒204-8511　東京都清瀬市中里五丁目８４２番地
電 話　042-492-5111 ・ FAX　042-495-3940